

# 第74号議案

令和2年3月19日  
任用給与課

## 東京都人事委員会規則等の一部改正について (任用関係・給与関係等)

標記の件について、下記Ⅰの東京都人事委員会規則の一部改正については別添1のとおり一部改正し、施行する。

下記Ⅱの東京都規則等の一部改正については、申請（別添2）のとおり承認し、下記Ⅲの人事委員会承認事項等の一部改正については、申請及び協議（別添3）のとおり、承認及び同意する。

### 記

#### Ⅰ 東京都人事委員会規則の一部改正（別添1）

- 1 職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則
- 2 一般職非常勤職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則
- 3 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 4 学校職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則

#### Ⅱ 東京都規則等の一部改正（別添2）

- 1 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 2 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 3 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 4 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 5 職員の給与に関する規程の一部改正（議会局）
- 6 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

### Ⅲ 人事委員会承認事項等の一部改正（別添3）

- 1 局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について
- 2 成績率の運用に関する要綱の制定について（知事外8任命権者）
- 3 学校職員の初任給加算等に関する基準【協議】
- 4 日勤講師の職務専念義務の免除及び報酬の減額免除について【申請・協議】

# I 東京都人事委員会規則の一部改正

## 1 職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則

人事記録制度の見直しに伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容
<b>人事記録の種類</b> 第3条第1号	<b>【人事記録の種類に係る改正】</b> ○第4条の規定により作成された記録を「基本記録」と規定 ○磁気ディスク又は磁気テープ並びに勤務記録カードの正本及び副本に関する規定を削除
<b>基本記録</b> 第4条 第1項第6号 第2項(削除) 第3項(削除) 第2項(第4項の繰上げ)	<b>【基本記録について規定】</b> ○見出し 「勤務記録」→「基本記録」 ○外国人の場合に国籍を記録することから、次のとおり改正 「本籍」→「国籍」 ○勤務記録カードに関する規定を削除 ○勤務記録カードに関する規定の削除及び文言整備 「前三項の規定による磁気ディスク又は磁気テープの記録及び勤務記録カード」 →「前項に規定する記録」
<b>人事記録の保管者</b> 第5条 第1項 第2項	<b>【人事記録の保管に係る改正】</b> ○見出し 「人事記録の保管の方法」→「人事記録の保管者」 ○基本記録は、職員が現に属する職の任命権者が保管 ○第3条第2号から第11号までに掲げる記録を「附属記録」とし、当該記録を作成又は取得した任命権者が保管 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(参考) 附属記録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員が任命権者に提出した履歴書</li> <li>・学校の卒業、修業又は在学の証明書で任命権者が必要と認めるもの</li> <li>・免許、検定その他の資格に関する記録で任命権者が必要と認めるもの</li> <li>・採用時の健康診断及び分限時の指定医師の診断結果についての記録並びに任命権者が必要と認めるその他の健康診断の結果の記録</li> <li>・服務宣誓書</li> <li>・人事評価の結果に関する記録で任命権者が必要と認めるもの</li> <li>・表彰に関する記録で任命権者が必要と認めるもの</li> <li>・退職の申出の書面</li> <li>・処分説明書の写し</li> <li>・任命権者が必要と認める人事に関する記録</li> </ul> </div> ○職員別一括保管及び勤務記録カードの副本に関する規定を削除

<p><b>人事記録の 保管の期間</b></p> <p>第6条第1項 第2項</p>	<p>【人事記録の保管の期間に係る改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○基本記録は、永久に保管。ただし、職員が死亡又は離職した場合において、保管の必要がなくなると認められるときは保管を要しない。</li> <li>○附属記録は、人事管理上保管の必要な期間として、任命権者が別に定める期間保管</li> <li>○勤務記録カードに関する規定を削除</li> </ul>
<p><b>人事記録の 移管等</b></p> <p>第7条第1項 第2項（削除） 第3項（削除） 第2項（第4項の繰上げ） 第3項（新設）</p>	<p>【人事記録の移管等に係る改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○見出し 「人事記録の移管」 → 「人事記録の移管等」</li> <li>○任命権者間異動の場合に、基本記録を新任命権者に移管</li> <li>○勤務記録カードの副本に関する規定を削除</li> <li>○職員が離職後再び採用された場合に、新任命権者から請求があった場合には、旧任命権者は当該職員の基本記録を移管</li> <li>○附属記録を作成又は取得した任命権者は、職員が現に属する職の任命権者から請求があった場合には、附属記録の写しを送付しなければならない。</li> </ul>
<p><b>特例</b></p> <p>第8条第1項 第2項</p>	<p>【特例について規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○勤務記録カードに関する規定の削除、基本記録についての特例を規定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「勤務記録カード」 → 「基本記録」</li> <li>・「作成及び移管」 → 「作成、移管等」</li> </ul> </li> <li>○地方公務員法改正等に伴う改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・失業対策事業及び公共事業のため公共職業安定所から失業者として、紹介を受けて雇傭した技術者、技能者、監督者及び行政事務担当する職員に関する規定を削除</li> <li>・臨時的任用職員の人事記録に関して、任命権者が別に定めることができる旨を規定</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>文言整備</b></p> <p>第3条第5号 第6号 第4条第1項 第9条</p>	<p>【文言整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「昭和26年9月東京都条例第85号」 → 「昭和26年東京都条例85号」</li> <li>○「昭和26年2月東京都条例第15号」 → 「昭和26年東京都条例第15号」</li> <li>○「磁気ディスク又は磁気テープに」 → 「電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により」</li> <li>○「作成保管及び移管」 → 「作成、保管、移管等」</li> </ul>
<p><b>付則</b></p> <p>第1項 第2項（削除） 第3項（削除）</p>	<p>【本体付則の改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○第2項及び第3項の削除に伴う項番号の削除</li> <li>○勤務記録カードに関する規定の削除</li> <li>○職員別一括保管に関する規定の削除</li> </ul>

別表第1号様式 別表第2号様式	【規定整備】 勤務記録カードに関する様式の削除
施行期日 附則第1項	令和2年4月1日
経過措置 附則第2項  第3項  第4項	【経過措置を規定】 ○改正前の規則による勤務記録カードの正本は改正後の規則の基本記録とみなす。 ○改正前の規則による勤務記録カード副本の保管の方法及び保管の期間については、なお従前の例による。 ○施行日までに作成又は取得した附属記録については、この規則の施行の際、現に保管する任命権者が保管するものとする。

## 2 一般職非常勤職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則

人事記録制度の見直し及び会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
題 名	【会計年度任用職員制度の導入に伴う改正】 一般職非常勤職員の人事記録に関する規則 →会計年度任用職員の人事記録に関する規則
この規則の目的 第1条	【会計年度任用職員制度の導入に伴う改正】 「法第17条に基づき任用する非常勤職員」 →「法第22条の2第1項第1号に基づき任用する会計年度任用職員」
人事記録の種類 第3条第6号	【職員のサービスの宣誓に関する条例改正に伴う改正】 「職員のサービスの宣誓に関する条例第2条の規定により職員が署名した宣誓書」 →「職員のサービスの宣誓に関する条例第2条第2項の規定により任命権者がした別段の定めに基づき職員が署名した宣誓書」
人事記録の 保管の期間 第5条第1項  第2項	【人事記録の保管の期間について改正】 ○第3条第1号に掲げる記録は、永久に保管。ただし、職員が死亡又は離職した場合において、保管の必要がなくなったと認められるときは保管を要しない。 ○第3条第2号から第11号までに掲げる記録は、人事管理上保管の必要な期間として、任命権者が別に定める期間保管
文言整備 第7条	【文言整備】 「作成保管」→「作成及び保管」
施行期日 附則	令和2年4月1日

### 3 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

学校教育法の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 当 条 文	内 容
<b>学歴免許等資格区分表</b> 別表第3	【学校教育法の改正に伴う規定整備】 専門職大学の設置に伴い、専門職大学前期課程の修了者をその修業年限に応じて短大3卒又は短大2卒として取り扱う。
<b>施行期日</b> 附則	令和2年4月1日

### 4 学校職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則

「I」の「3」と同様の改正及び文言整備を行う。

## II 東京都規則等の一部改正

### 1 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

令和元年の人事委員会勧告に伴う条例の改正により、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容																																											
<b>成 績 率</b> 第3条の4第1項	<p>【成績率の範囲の改正】</p> <p>令和2年6月以降の各支給期における支給月数の改正に伴い、成績率の上限と下限を改正</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(参考) 支給額 = 給与月額 × 期間率 × <u>成績率</u></p> </div> <p>○令和2年6月期以降の成績率の範囲</p> <table border="1" data-bbox="480 712 1460 1512"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">成績率の範囲</th> <th rowspan="2">(参考：改正後) 条例に定める 支給割合</th> </tr> <tr> <th>改正後</th> <th>現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定職</td> <td>0.924 ~ 1.2599</td> <td>0.946 ~ 1.2899</td> <td>1.050月</td> </tr> <tr> <td>部長級</td> <td>0 ~ 1.95</td> <td>0 ~ 1.90</td> <td>1.325月</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>現行のとおり (0 ~ 2.15)</td> <td>0 ~ 2.15</td> <td>1.225月</td> </tr> <tr> <td>課長代理級</td> <td>0.91225 ~ 1.55</td> <td>0.9345 ~ 1.65</td> <td rowspan="2">1.025月</td> </tr> <tr> <td>主任以下等</td> <td>0.9225 ~ 1.45</td> <td>0.945 ~ 1.60</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">再任用</td> <td>指定職</td> <td>0.484 ~ 0.6599</td> <td>0.506 ~ 0.6899</td> <td>0.550月</td> </tr> <tr> <td>管理職</td> <td>0.534 ~ 1.00</td> <td>0.55625 ~ 0.95</td> <td>0.600月</td> </tr> <tr> <td>監督職</td> <td>0.445 ~ 0.60</td> <td>0.46725 ~ 0.60</td> <td rowspan="2">0.500月</td> </tr> <tr> <td>一般職</td> <td>0.450 ~ 0.60</td> <td>0.4725 ~ 0.60</td> </tr> </tbody> </table>				成績率の範囲		(参考：改正後) 条例に定める 支給割合	改正後	現行	指定職	0.924 ~ 1.2599	0.946 ~ 1.2899	1.050月	部長級	0 ~ 1.95	0 ~ 1.90	1.325月	課長級	現行のとおり (0 ~ 2.15)	0 ~ 2.15	1.225月	課長代理級	0.91225 ~ 1.55	0.9345 ~ 1.65	1.025月	主任以下等	0.9225 ~ 1.45	0.945 ~ 1.60	再任用	指定職	0.484 ~ 0.6599	0.506 ~ 0.6899	0.550月	管理職	0.534 ~ 1.00	0.55625 ~ 0.95	0.600月	監督職	0.445 ~ 0.60	0.46725 ~ 0.60	0.500月	一般職	0.450 ~ 0.60	0.4725 ~ 0.60
	成績率の範囲		(参考：改正後) 条例に定める 支給割合																																									
	改正後	現行																																										
指定職	0.924 ~ 1.2599	0.946 ~ 1.2899	1.050月																																									
部長級	0 ~ 1.95	0 ~ 1.90	1.325月																																									
課長級	現行のとおり (0 ~ 2.15)	0 ~ 2.15	1.225月																																									
課長代理級	0.91225 ~ 1.55	0.9345 ~ 1.65	1.025月																																									
主任以下等	0.9225 ~ 1.45	0.945 ~ 1.60																																										
再任用	指定職	0.484 ~ 0.6599	0.506 ~ 0.6899	0.550月																																								
	管理職	0.534 ~ 1.00	0.55625 ~ 0.95	0.600月																																								
	監督職	0.445 ~ 0.60	0.46725 ~ 0.60	0.500月																																								
	一般職	0.450 ~ 0.60	0.4725 ~ 0.60																																									
<b>施 行 期 日</b> 附則	令和2年4月1日																																											

### 2 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

「II」の「1」と同様の改正を行う。

### 3 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

組織改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
危険現場等作業手当 別表 2(5)	【組織改正に伴う規定整備】 支給範囲に財務局「財産運用部」を追加
小笠原業務手当に 関する規定の失効 する日 本体附則第3項	【文言整備】 「平成34年4月1日」 → 「令和4年4月1日」
施 行 期 日 附則	令和2年4月1日

### 4 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

組織改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
救出救助手当 別表 5(1)	【組織改正に伴う規定整備】 手当額の日額加算対象に「即応対処部隊」を追加 (日額260円に160円を加算)  ※即応対処部隊 近年頻発する広域自然災害において、特殊車両やエアポートによる浸水地域等への進入、災害状況の確認・把握を行うとともに、他隊と連携した迅速な救出活動を任務とする部隊として令和2年4月に発隊
施 行 期 日 附則	令和2年4月1日



## 5 職員の給与に関する規程の一部改正（議会局）

組織改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 目 文	内 容
第 4 条 関 係 別表 1 から別表 3 ま で	【組織改正に伴う給料の特別調整額に係る規定整備】  ○議事調整・記録専門課長の新設 職、区分及び金額を規定  ○図書館長の廃止 職を削除
施 行 期 日 附則	令和 2 年 4 月 1 日

## 6 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

令和元年の人事委員会勧告に伴う条例の改正により、所要の改正を行う。

項 該 目 目 文	内 容
経 過 措 置 附則別表	【経過措置に係る第一種報酬額の改正】  経過措置の対象者に係る第一種報酬の時間額を変更
施 行 期 日 附則	公布の日

### Ⅲ 人事委員会承認事項等の一部改正

#### 1 局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について

令和元年の人事委員会勧告に伴う条例・規則の改正により、所要の改正を行う。

項 目	内 容																				
<b>局長級職員の成績率の内容</b> 第3	<p>【支給割合の改正に伴う規定整備】</p> <p>○令和2年6月以降に支給する勤勉手当            (局長級)</p> <p>・勤勉月数 1.075月(現行) → 1.05月            (改正後) (現行)</p> <table border="1" data-bbox="517 674 938 1220"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td><u>1.05超～1.2599月</u> の範囲で 支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td><u>0.9765～1.05月</u> の範囲で 支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td><u>0.924月</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">総務局長が別に定めるものの 成績率は、<u>1.05月</u></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="994 674 1415 1220"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td>1.075超～1.2899月 の範囲で 支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td>0.99975～1.075月 の範囲で 支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td>0.946月</td> </tr> <tr> <td colspan="2">総務局長が別に定めるものの 成績率は、1.075月</td> </tr> </tbody> </table>	段階	成績率	上位	<u>1.05超～1.2599月</u> の範囲で 支給の都度定める	中位	<u>0.9765～1.05月</u> の範囲で 支給の都度定める	下位	<u>0.924月</u>	総務局長が別に定めるものの 成績率は、 <u>1.05月</u>		段階	成績率	上位	1.075超～1.2899月 の範囲で 支給の都度定める	中位	0.99975～1.075月 の範囲で 支給の都度定める	下位	0.946月	総務局長が別に定めるものの 成績率は、1.075月	
段階	成績率																				
上位	<u>1.05超～1.2599月</u> の範囲で 支給の都度定める																				
中位	<u>0.9765～1.05月</u> の範囲で 支給の都度定める																				
下位	<u>0.924月</u>																				
総務局長が別に定めるものの 成績率は、 <u>1.05月</u>																					
段階	成績率																				
上位	1.075超～1.2899月 の範囲で 支給の都度定める																				
中位	0.99975～1.075月 の範囲で 支給の都度定める																				
下位	0.946月																				
総務局長が別に定めるものの 成績率は、1.075月																					
<b>再任用局長級職員の成績率の内容</b> 第4	<p>(再任用局長級)</p> <p>・勤勉月数 0.575月(現行) → 0.55月            (改正後) (現行)</p> <table border="1" data-bbox="517 1417 938 1906"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td><u>0.55超～0.6599月</u> の範囲で 支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td><u>0.5115～0.55月</u> の範囲で 支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td><u>0.484月</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">総務局長が別に定めるものの 成績率は、<u>0.55月</u></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="994 1417 1415 1906"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td>0.575超～0.6899月 の範囲で 支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td>0.53475～0.575月 の範囲で 支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td>0.506月</td> </tr> <tr> <td colspan="2">総務局長が別に定めるものの 成績率は、0.575月</td> </tr> </tbody> </table>	段階	成績率	上位	<u>0.55超～0.6599月</u> の範囲で 支給の都度定める	中位	<u>0.5115～0.55月</u> の範囲で 支給の都度定める	下位	<u>0.484月</u>	総務局長が別に定めるものの 成績率は、 <u>0.55月</u>		段階	成績率	上位	0.575超～0.6899月 の範囲で 支給の都度定める	中位	0.53475～0.575月 の範囲で 支給の都度定める	下位	0.506月	総務局長が別に定めるものの 成績率は、0.575月	
段階	成績率																				
上位	<u>0.55超～0.6599月</u> の範囲で 支給の都度定める																				
中位	<u>0.5115～0.55月</u> の範囲で 支給の都度定める																				
下位	<u>0.484月</u>																				
総務局長が別に定めるものの 成績率は、 <u>0.55月</u>																					
段階	成績率																				
上位	0.575超～0.6899月 の範囲で 支給の都度定める																				
中位	0.53475～0.575月 の範囲で 支給の都度定める																				
下位	0.506月																				
総務局長が別に定めるものの 成績率は、0.575月																					
<b>附 則</b>	令和2年6月に支給する勤勉手当から適用する。																				

## 2 成績率の運用に関する要綱の制定について

(知事・議会・監査・選挙管理委員会・人事委員会・漁業調整委員会)

令和元年の人事委員会勧告に伴う条例・規則の改正等により、所要の改正を行う。

項 目	内 容				
<b>行（一）5級等職員 の成績率の内容</b> 第4	<b>【支給割合の改正に伴う規定整備】</b> ○令和2年6月以降に支給する勤勉手当 （部長級） ・勤勉月数 1.35月（現行） → 1.325月				
			改正後	現 行	
	段階	評価	配分	成績率	
	最上位	5	10%	支給の都度定める （上限：1.95月）	支給の都度定める （上限：1.9月）
	上位	4	20%		
	中位	3	50%	<u>1.23225月</u>	1.2555月
	下位	2	20%	<u>1.16600月</u>	1.1880月
	最下位	1		0月	0月
<b>行（一）4級等職員 の成績率の内容</b> 第5	（課長級） ・勤勉月数 1.25月（現行） → 1.225月				
			改正後	現 行	
	段階	評価	配分	成績率	
	最上位	5	10%	支給の都度定める （上限：2.15月）	支給の都度定める （上限：2.15月）
	上位	4	20%		
	中位(A)	3	10%	<u>1.15150月</u>	1.1750月
	中位(B)		40%		
	下位	2	20%	<u>1.09025月</u>	1.1125月
	最下位	1		0月	0月
<b>行政系課長代理等 職員 の成績率の内容</b> 第6	（課長代理級） ・勤勉月数 1.05月（現行） → 1.025月				
			改正後	現 行	
	段階	配分		成績率	
	最上位	10%		支給の都度定める （上限：1.55月）	支給の都度定める （上限：1.65月）
	上位	30%			
	中位	60%		<u>0.97375月</u>	0.9975月
	下位			<u>0.91225月</u>	0.9345月
	対象外			<u>1.02500月</u>	1.0500月

**行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容**

第7

(主任級以下及び技能系)

・勤勉月数 1.05月(現行) → 1.025月

		改正後	現行
段階	配分	成績率	成績率
上位	40%	支給の都度定める (上限:1.45月)	支給の都度定める (上限:1.6月)
中位	60%	<u>0.9840月</u>	1.0080月
下位		<u>0.9225月</u>	0.9450月
対象外		<u>1.0250月</u>	1.0500月

**再任用管理職員の成績率の内容**

第8

(再任用管理職員)

・勤勉月数 0.625月(現行) → 0.60月

		改正後	現行
段階	配分	成績率	成績率
上位	30%	支給の都度定める (上限:1.00月)	支給の都度定める (上限:0.95月)
中位	70%	<u>0.5640月</u>	0.58750月
下位		<u>0.5340月</u>	0.55625月

**再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容**

第9

(再任用課長代理級)

・勤勉月数 0.525月(現行) → 0.50月

		改正後	現行
段階	配分	成績率	成績率
上位	40%	支給の都度定める (上限:0.6月)	支給の都度定める (上限:0.6月)
中位	60%	<u>0.475月</u>	0.49875月
下位		<u>0.445月</u>	0.46725月
対象外		<u>0.500月</u>	0.525月

**再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の内容**

第10

(再任用主任級以下及び技能系)

・勤勉月数 0.525月(現行) → 0.50月

		改正後	現行
段階	配分	成績率	成績率
上位	40%	支給の都度定める (上限:0.6月)	支給の都度定める (上限:0.6月)
中位	60%	<u>0.48月</u>	0.504月
下位		<u>0.45月</u>	0.4725月
対象外		<u>0.50月</u>	0.525月

**行政系課長代理等職員の成績率の段階の決定 外**

第13、14、16、17

**【成績率対象外職員に係る規定整備】**

成績率の段階が対象外となる職員を「育児休業を理由に業績評価の評定がなされていない職員」に限定

<b>業績評価による評定がなされない者等の取扱い</b> 第19	<b>【成績率対象外職員に係る規定整備】</b> 業績評価がない職員等の成績段階の決定について以下のように改正																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業績評価がない事由等</th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規採用</td> <td rowspan="10">対象外</td> <td>中位</td> </tr> <tr> <td>条件付き期間</td> <td rowspan="5">個別評定書による評定 ※1</td> </tr> <tr> <td>退職派遣</td> </tr> <tr> <td>長期派遣等</td> </tr> <tr> <td>休職・停職（育休除く）</td> </tr> <tr> <td>国等への退職派遣者</td> </tr> <tr> <td>区分が異なる昇任・降任 ※2</td> <td>昇任又は降任前の評定</td> </tr> <tr> <td>区分が異なる職層での再任用 ※2</td> <td rowspan="2">業績評価による評定</td> </tr> <tr> <td>定年退職から引き続く再任用 ※2</td> </tr> <tr> <td>特別な取扱いが必要であると総務局長が認めるもの</td> <td>中位</td> </tr> </tbody> </table>	業績評価がない事由等	現行	改正後	新規採用	対象外	中位	条件付き期間	個別評定書による評定 ※1	退職派遣	長期派遣等	休職・停職（育休除く）	国等への退職派遣者	区分が異なる昇任・降任 ※2	昇任又は降任前の評定	区分が異なる職層での再任用 ※2	業績評価による評定	定年退職から引き続く再任用 ※2	特別な取扱いが必要であると総務局長が認めるもの	中位	
業績評価がない事由等	現行	改正後																			
新規採用	対象外	中位																			
条件付き期間		個別評定書による評定 ※1																			
退職派遣																					
長期派遣等																					
休職・停職（育休除く）																					
国等への退職派遣者																					
区分が異なる昇任・降任 ※2		昇任又は降任前の評定																			
区分が異なる職層での再任用 ※2		業績評価による評定																			
定年退職から引き続く再任用 ※2																					
特別な取扱いが必要であると総務局長が認めるもの		中位																			
※1 個別評定書による評定がない場合は中位に決定 ※2 管理職から監督職以下への場合は中位																					
<b>附 則</b>	令和2年6月に支給する勤勉手当から適用する。																				

教育委員会、警視庁及び東京消防庁についても、同様の改正を行う。

あわせて、教育委員会については、臨時的任用教職員を対象外にする旨を規定

### 3 学校職員の初任給加算等に関する基準【協議】

臨時的任用教員の初任給決定について、所要の改正を行う。

項 目	内 容
<b>経験年数調整表</b> 別表（1）の3備考	<b>【経験年数調整における限度年数の改正】</b> 臨時的任用教員に係る読替え規定を削除し、常勤職員と同じ限度年数とする。
<b>初任給加算限度号給表</b> 別表（2）備考	<b>【初任給加算限度号給の改正】</b> 臨時的任用教員に係る読替え規定を削除し、常勤職員と同じ限度号給とする。
<b>適用年月日</b>	令和2年4月1日

#### 4 日勤講師の職務専念義務の免除及び報酬の減額免除について【申請・協議】

会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正を行う。

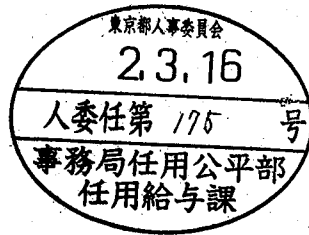
項 目	内 容															
<b>題名</b> <b>1 対象職員</b> <b>2 職免承認事項における日勤講師の取扱い</b> <b>3 日勤講師が職免承認事項に該当する場合の報酬の減額免除の取扱い</b> <b>4 改正理由</b>	<p>【時間講師を対象職員に追加することによる改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「日勤講師」→「<u>時間講師及び日勤講師</u>」</li> <li>・「日勤講師（都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和49年東京都条例第30号）第2条第3項に規定する日勤講師をいう。）」</li> </ul> <p>→「<u>時間講師（都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和49年東京都条例第30号）第2条第1項に規定する時間講師をいう。）及び日勤講師（条例第2条第2項に規定する日勤講師という。）</u>」</p>															
<b>別表項番20</b>	<p>【職員団体の活動に従事する職員の職務専念義務の免除】</p> <p>○時間講師の職員団体の活動に従事する職員の職務専念義務の免除について、所定の勤務日数等に応じ、一年度に免除できる日数の上限を規定するとともに、日勤講師について文言整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間講師</li> </ul> <p>一年度につき所定の勤務日数又は任用期間中の勤務日数に応じて、下表のとおりとする。ただし、複数の学校に勤務している時間講師の承認期間は、一年度につき、合算して、暦日で23日を超えることができない。</p> <table border="1" data-bbox="507 1256 1458 1686"> <thead> <tr> <th>所定の勤務日数 (4/1から翌年3/31まで任用される場合)</th> <th>任用期間中の勤務日数 (左記以外の任用期間の場合)</th> <th>承認期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週4日以上</td> <td>169日以上</td> <td>23日</td> </tr> <tr> <td>週3日</td> <td>121日から168日まで</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>週2日</td> <td>73日から120日まで</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>週1日</td> <td>48日から72日まで</td> <td>2日</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日勤講師</li> </ul> <p>一年度につき23日（改正なし）</p>	所定の勤務日数 (4/1から翌年3/31まで任用される場合)	任用期間中の勤務日数 (左記以外の任用期間の場合)	承認期間	週4日以上	169日以上	23日	週3日	121日から168日まで	12日	週2日	73日から120日まで	7日	週1日	48日から72日まで	2日
所定の勤務日数 (4/1から翌年3/31まで任用される場合)	任用期間中の勤務日数 (左記以外の任用期間の場合)	承認期間														
週4日以上	169日以上	23日														
週3日	121日から168日まで	12日														
週2日	73日から120日まで	7日														
週1日	48日から72日まで	2日														
<b>改正年月日</b>	令和2年4月1日															



31 総人制第 790 号

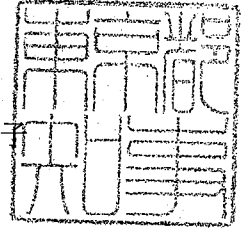
令和 2 年 3 月 16 日

東京都人事委員会 殿



東京都知事

小池 百合子



給与関係規則の一部改正について（協議及び申請）

このことについて、職員の給与に関する条例（昭和 26 年東京都条例第 75 号。以下「給与条例」という。）の一部改正等に伴い、下記のとおり規則の改正を行う必要があるため、給与条例第 23 条の規定に基づき協議をするとともに、給与条例第 18 条及び第 21 条の 2 第 4 項並びに東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 9 年東京都条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 改正する規則

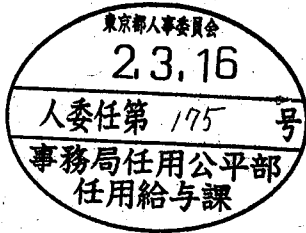
- (1) 職員の給与に関する条例施行規則（昭和 37 年東京都規則第 172 号）
- (2) 職員の勤勉手当に関する規則（昭和 54 年東京都規則第 28 号）
- (3) 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成 9 年東京都規則第 51 号）

2 改正理由

給与条例の一部改正等に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

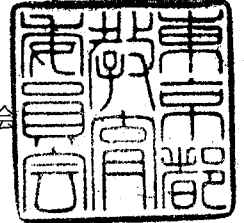


31教人勤第325号

令和2年3月16日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会

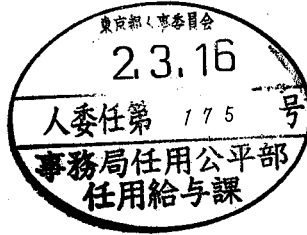


学校職員の給与に関する条例施行規則等の改正について（申請）

このことについて、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）の一部改正等に伴い、別紙のとおり諸規定を整備する必要があるので、学校職員の給与に関する条例第16条第2項等の規定に基づき承認方申請します。



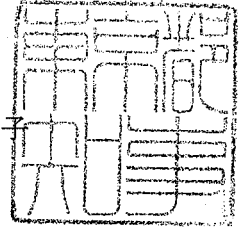
名 称	番号	根拠規定	備考
学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の給与に関する条例第16条第2項及び第20条	承認申請
学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の給与に関する条例第24条の2第2項	承認申請



31東消人職第1373号  
令和2年3月16日

東京都人事委員会 殿

東京都知事  
小池百合子



東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正について  
(申請)

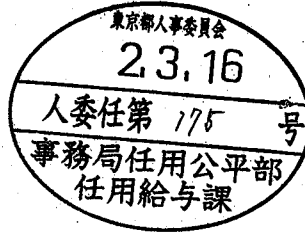
標記の件について、下記のとおり東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成9年東京都規則第53号)を改正する必要があるので、改正後の東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例(平成9年東京都条例第47号)第21条の規定に基づき、承認方申請します。

記

1. 改正する規則  
東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成9年東京都規則第53号)
2. 改正案文  
別紙のとおり

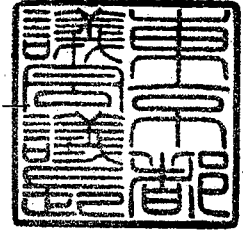


31 議 総 第 1195 号  
令和 2 年 3 月 16 日



東京都人事委員会 殿

東京都議会議長  
石川 良



職員の給与に関する規程の一部改正について(申請)

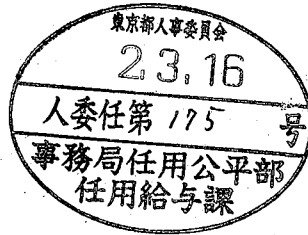
このことについて、下記のとおり訓令を改正する必要があるため、職員の給与に関する条例(昭和26年東京都条例第75号)第9条の2第3項の規定に基づき、承認方申請します。

#### 記

- 1 改正する訓令  
職員の給与に関する規程(昭和35年東京都議会議長訓令甲第2号)
- 2 改正理由  
組織改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため
- 3 改正案文等  
別添のとおり

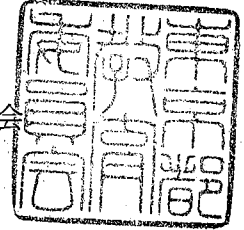


31 教人勤第 319 号  
令和 2 年 3 月 16 日



東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会



都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則の  
一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり規則を改正する必要があるため、改正後の都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和 49 年東京都条例第 30 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき承認方申請します。

#### 記

#### 1 改正する規則

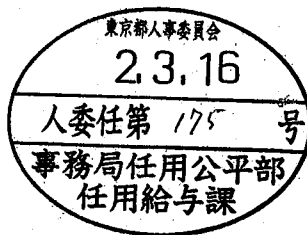
都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則（令和元年東京都教育委員会規則第 10 号）

#### 2 改正の理由

会計年度任用職員制度への円滑な移行を図るための時間講師に対する経過措置について、学校職員の給与に関する条例（昭和 31 年東京都条例第 68 号）の改正により、基準とする令和元年度の年間報酬額が変更となったことから、所要の改正を行う必要があるため。

#### 3 改正案文

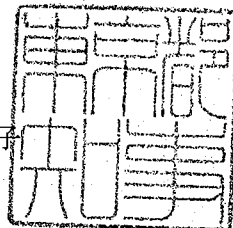
別添のとおり



31 総人第 2084 号  
令和 2 年 3 月 16 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事 小池 百合子



人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり人事委員会承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和 54 年東京都規則第 28 号）第 3 条の 4 第 1 項の規定に基づき申請いたします。

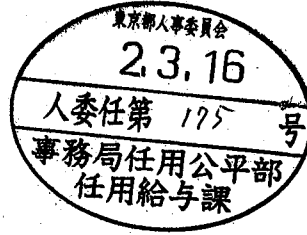
記

1 改正する要綱

局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について（平成 23 年 3 月 24 日付 22 人委任第 131 号承認）【別紙】

2 適用年月日

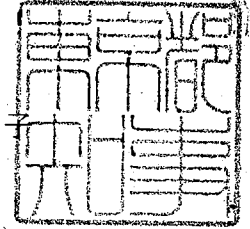
令和 2 年 6 月に支給する勤勉手当から適用する。



31 総人制第 824 号  
令和 2 年 3 月 16 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事 小池 百合子



人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和 54 年東京都規則第 28 号）第 3 条の 4 第 1 項の規定に基づき申請いたします。

記

1 改正する要綱

成績率の運用に関する要綱の制定について（平成 15 年 3 月 25 日付 14 人委任第 216 号承認）【別紙】

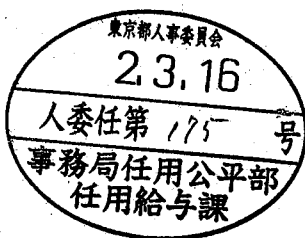
2 適用年月日

令和 2 年 6 月に支給する勤勉手当から適用する。

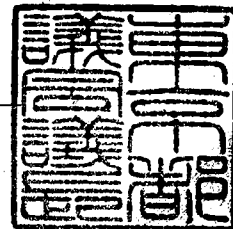


31 議 総 第 1249 号  
令 和 2 年 3 月 16 日

東京都人事委員会 殿



東京都議会議長  
石 川 良

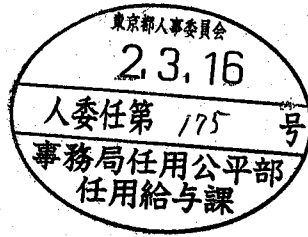


人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、令和2年3月16日付31総人制第824号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

成績率の運用に関する要綱の制定について（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）

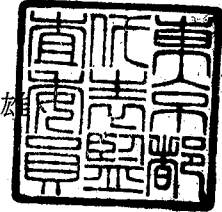


31 監総第 1072 号  
令和 2 年 3 月 16 日

東京都人事委員会 殿

東京都代表監査委員

茂垣 之 雄



人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、令和 2 年 3 月 16 日付 31 総人制第 824 号による知事の例により実施したく申請いたします。

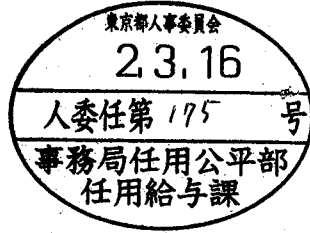
記

成績率の運用に関する要綱の制定について（平成 15 年 3 月 25 日付 14 人委任第 216 号承認）



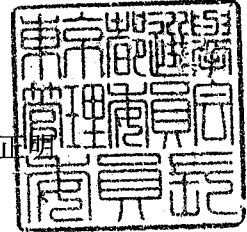


31選総第1288号  
令和2年3月16日



東京都人事委員会 殿

東京都選挙管理委員会  
委員長 澤野 正

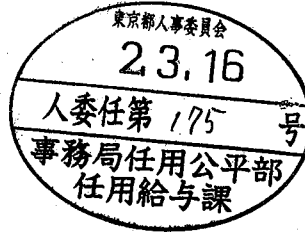


人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、令和2年3月16日付31総人制第824号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

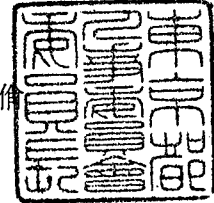
成績率の運用に関する要綱の制定について（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）



31人委総第1052号  
令和2年3月16日

東京都人事委員会 殿

東京都人事委員会  
委員長 青山 伸



人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

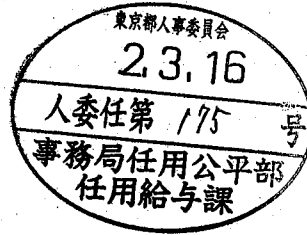
下記の事項の改正について、令和2年3月16日付31総人制第824号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

成績率の運用に関する要綱の制定について（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）

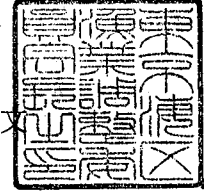


31東京漁調第138号  
令和2年3月16日



東京都人事委員会 殿

東京海区漁業調整委員会  
会長 有元 貴文

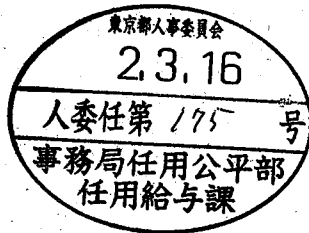


人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、令和2年3月16日付31総人制第824号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

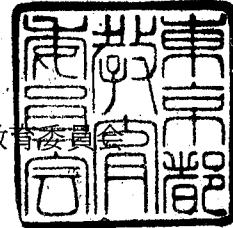
成績率の運用に関する要綱の制定について（平成16年11月24日付16人委任第114号承認）



31教人勤第367号  
令和2年3月16日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会



人事委員会承認事項等の規定整備について（申請・協議）

今回の人事・給与制度の改正等に伴い、下記のとおり承認・協議に係る事項を改正することとしたいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号）第3条の4第1項、改正後の学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都教育委員会規則第16号）第3条の4第1項及び管理職手当支給に関する規則（昭和33年東京都教育委員会規則第21号）別表第1の規定に基づき承認方申請し、学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和34年東京都教育委員会規則第3号）第3条第2項及び第21条の規定に基づき協議します。

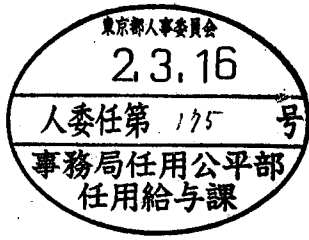
#### 記

#### 1 改正する事項

- (1) 成績率の運用に関する要綱  
（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）【別紙1】
- (2) 教育職員等の成績率の運用に関する要綱  
（平成8年3月29日付7人委任第223号承認）【別紙2】
- (3) 管理職手当支給に関する規則別表第1の区分6の区分の適用を受ける校長について  
（平成21年3月30日付20人委任第152号承認）【別紙3】
- (4) 学校職員の初任給加算等に関する基準  
（昭和61年3月19日付60人委任第145号同意）【別紙4】

#### 2 適用年月日

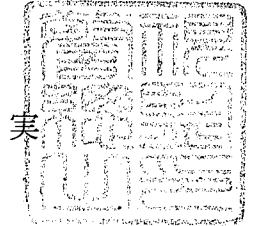
- (1) 1(1)及び(2)については、令和2年6月に支給する勤勉手当から適用する。
- (2) 1(3)及び(4)については、令和2年4月1日から適用する。



監. 警. 給. 審第 1295 号  
令和 2 年 3 月 16 日

東京都人事委員会 殿

警視總監  
齊 藤



人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和 54 年東京都規則第 28 号）第 3 条の 4 第 1 項の規定に基づき申請いたします。

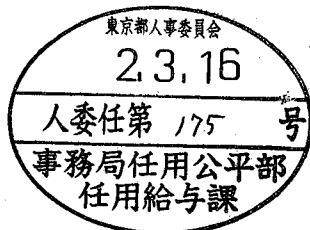
記

1 改正する要綱

勤勉手当の成績率に関する運用要綱（平成 8 年 3 月 29 日付 7 人委任第 223 号承認）【別紙】

2 適用年月日

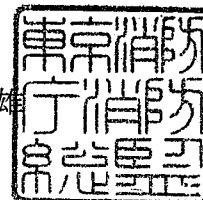
令和 2 年 6 月に支給する勤勉手当から適用する。



31人職第1319号  
令和2年3月16日

東京都人事委員会 殿

東京消防庁  
消防総監 安藤 俊雄



人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号）第3条の4第1項の規定に基づき申請します。

記

1 改正する要綱

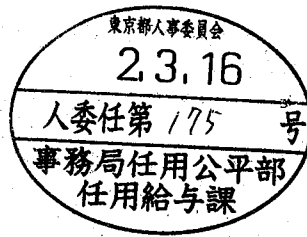
東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）【別紙】

2 適用年月日

令和2年6月に支給する勤勉手当から適用する。

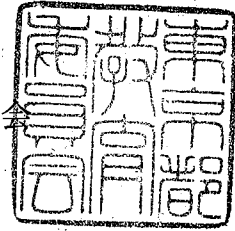


31 教人勤第354号  
令和2年3月16日



東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会



「日勤講師の職務専念義務の免除及び報酬の減額免除について」  
の一部改正について（協議・申請）

このことについて、下記のとおり改正したいので、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第3条の規定に基づき、意見を求めます。

また、報酬の減額の免除について、改正後の都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和49年東京都教育委員会規則第24号）第23条の3第1項及び都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成19年東京都教育委員会規則第60号）第29条第1項に規定する学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則（昭和31年東京都教育委員会規則第23号）別表第15号の承認を得たく、下記のとおり申請します。

記

1 改正部分  
別紙のとおり

2 改正理由  
令和2年4月1日から施行される地方公務員法等の改正に伴い、会計年度任用職員となる時間講師の職務専念義務の免除等について、常勤職員等とは異なる特別な定めをするほか、所要の改正を行う必要があるため

3 改正年月日  
令和2年4月1日

# 規則改正案文一覧

## ～ 目 次 ～

### I 東京都人事委員会規則の一部改正

- 1 職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則（2頁）
- 2 一般職非常勤職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則（6頁）
- 3 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（8頁）
- 4 学校職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則（9頁）



職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年 月 日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第 号

職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則

職員の人事記録に関する規則（昭和三十六年東京都人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「磁気ディスク又は磁気テープ並びに勤務記録カードの正本及び副本」を「記録（以下「基本記録」という。）」に改め、同条第五号中「昭和二十六年九月東京都条例第八十五号」を「昭和二十六年東京都条例第八十五号」に改め、同条第六号中「昭和二十六年二月東京都条例第十五号」を「昭和二十六年東京都条例第十五号」に改める。

第四条の見出しを「（基本記録）」に改め、同条第一項中「磁気ディスク又は磁気テープに」を「電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 国籍

第四条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前三項の規定による磁気ディスク又は磁気テープの記録及び勤務記録カード」を「前項に規定する記録」に改め、同項を同条第二項とする。

第五条の見出し中「保管の方法」を「保管者」に改め、同条第一項中「職員の人事記録は、任命権者が保管するものとし離職した職員に係る人事記録（第四条第三項の副本を除く。第六条及び第七条第四項において同じ。）」を「基本記録は、職員が現に属する職の任命権者が保管するものとする。ただし、職員が離職した場合」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第三条第二号から第十一号までに掲げる記録（以下「附属記録」という。）は、当該記録を作成又は取得した任命権者が保管するものとする。

第六条第一項中「人事記録」を「基本記録」に、「職員の離職後十年間」を「永久に」に改め、同項ただし書中「離職後死亡した」を「離職した」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 附属記録は、人事管理上保管の必要な期間として、任命権者が別に定める期間保管しななければならない。

第七条の見出し中「移管」の下に「等」を加え、同条第一項中「人事記録」を「基本

記録」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「当該職員の人事記録の保管期間内に」を削り、「人事記録を」を「基本記録を」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 附属記録を作成又は取得した任命権者は、職員が現に属する職の任命権者から請求があつた場合には、附属記録の写しを送付しなければならない。

第八条第一項中「勤務記録カード」を「基本記録」に、「及び移管」を「移管等」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 臨時的任用職員（法第二十二條の三第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第六條第一項第二号及び女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）第三條第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき任用される職員をいう。）の人事記録に関しては、この規則の規定にかかわらず、任命権者が別に定めることができる。

第九条中「保管及び」を「保管、」に改め、「移管」の下に「等」を加える。

付則第二項及び第三項を削り、付則第一項の項番号を削る。

別表第一号様式及び第二号様式を削る。

## 附 則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の職員の人事記録に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第四条第二項の規定により作成した勤務記録カードの正本（改正前の規則付則第二項の規定により従来の履歴書を勤務記録カードとみなした場合の当該履歴書を含む。）は、この規則による改正後の職員の人事記録に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第四条の規定により作成した基本記録とみなす。
- 3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）までに作成した改正前の規則第四条第三項の規定による勤務記録カードの副本の保管の方法及び保管の期間については、なお従前の例による。
- 4 施行日までに作成又は取得した第三条第二号から第十一号までの人事記録については、改正後の規則第五条第二項の規定にかかわらず、この規則の施行の際、現に保管する任命権者が保管するものとする。

一般職非常勤職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年 月 日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第 号

一般職非常勤職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則

一般職非常勤職員の人事記録に関する規則（平成二十七年東京都人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

会計年度任用職員の人事記録に関する規則

第一条中「第十七条」を「第二十二條の二第一項第一号」に、「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第三条第六号中「第二条」を「第二条第二項」に改め、「規定により」の下に「任命権者がした別段の定めに基づき」を加える。

第五条中「人事記録」を「第三条第一号に掲げる記録」に、「職員の離職後十年間」を「永久に」に改め、同条ただし書中「離職後死亡した」を「離職した」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第三条第二号から第十一号までに掲げる記録は、人事管理上保管の必要な期間とし

て、任命権者が別に定める期間保管しなければならない。

第七条中「作成」の下に「及び」を加える。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。



学校職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月 日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第 号

学校職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の級別資格基準に関する規則（昭和三十三年東京都人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「条例の適用を受けない職員」を「条例以外の給与に関する条例の適用を受ける者」に改め、同条中「条例の適用を受けない職員」を「職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）又は東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年東京都条例第十九号）の適用を受ける者」に改める。

別表第二の部の一の款(1)の項中「~~専修~~」の次に「~~又は~~専修大学~~の修業年限3年の前~~」を加え、同部の二の款(1)の項中「~~専修~~」の次に「~~又は~~専修大学の修業年限2年の~~前~~」を加える。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。



# 規則等改正案文一覧

## ～ 目次 ～

### II 東京都規則等の一部改正

- 1 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（2頁）
- 2 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（3頁）
- 3 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（5頁）
- 4 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（6頁）
- 5 職員の給与に関する規程の一部改正（議会局）（7頁）
- 6 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（10頁）

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第一号中「一万分の九千四百六十」を「一万分の九千二百四十」に、「一万分の一万二千八百九十九」を「一万分の一万二千五百九十九」に改め、同項第二号中「一万分の一万九千」を「一万分の一万九千五百」に改め、同項第四号中「一万分の九千三百四十五」を「一万分の九千二百二十二・五」に、「一万分の一万六千五百」を「一万分の一万五千五百」に改め、同項第五号中「一万分の九千四百五十」を「一万分の九千二百二十五」に、「一万分の一万六千」を「一万分の一万四千五百」に改め、同項第六号中「一万分の五千六十」を「一万分の四千八百四十」に、「一万分の六千八百九十九」を「一万分の六千五百九十九」に改め、同項第七号中「一万分の五千五百六十二・五」を「一万分の五千三百四十」に、「一万分の九千五百」を「一万分の一万」に改め、同項第八号中「一万分の四千六百七十二・五」を「一万分の四千四百五十」に改め、同項第九号中「一万分の四千七百二十五」を「一万分の四千五百」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第二号中「一万分の九千三百四十五」を「一万分の九千二百二二・五」に、「一万分の一万六千五百」を「一万分の一万五千五百」に改め、同項第三号中「一万分の九千四百五十」を「一万分の九千二百二十五」に、「一万分の一万六千」を「一万分の一万四千五百」に改め、同項第四号中「一万分の五千五百六十」を「一万分の五千三百四十」に、「一万分の九千五百」を「一万分の一万」に改め、同項第五号中「一万分の四千六百七十二・五」を「一万分の四千四百五十」に改め、同項第六号中「一万分の四千七百二十五」を「一万分の四千五百」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

東京都職員の特種勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
東京都職員の特種勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十一号）  
の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。  
別表2の部(5)の項中「財務局経理部」の下に「、財産運用部」を加える。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表5の項手当額の欄中「消防救助機動部隊」を「即応対処部隊及び消防救助機動部隊」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

●東京都議会議長訓令第 号

東京都議会議会局

職員 の 給 与 に 関 す る 規 程 ( 昭 和 三 十 五 年 東 京 都 議 会 議 長 訓 令 甲 第 二 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

令 和 二 年 三 月 三 十 一 日

東 京 都 議 会 議 長 石 川 良 一

別 表 一 中 「 館 長 」 を 削 り 、 同 表 担 当 課 長 の 項 の 次 に 次 の よ う に 加 え る 。

専 門 課 長

区 分 十 ( 議 長 が 別 に 定 め る も の に つ い て は 区 分 十 二 )

別 表 第 二 及 び 別 表 第 三 を 次 の よ う に 改 め る 。

別表一（第四条関係）

行政職給料表（一）	給料表 特別調整額 の区分
六〇〇九、 六〇〇円	区分一
六〇〇八、 六〇〇円	区分二
九〇〇六、 九〇〇円	区分三
〇〇〇一、 〇〇〇円	区分五
五〇〇六、 五〇〇円	区分六
〇九二、 〇六	区分七
〇八九、 〇六	区分八
〇八〇、 〇〇	区分九
〇六七、 〇八	区分十
〇五〇、 〇六	区分十一
〇二二、 〇六	区分十二

別表三（第四条関係）

行政職給料表（一）	給料表 特別調整額 の区分
八〇〇三、 八〇〇円	区分一
九〇〇二、 九〇〇円	区分二
四〇〇一、 四〇〇円	区分三
〇〇〇一、 〇〇〇円	区分五
〇七七、 〇〇	区分六
〇六七、 〇〇	区分七
〇六四、 〇八	区分八
〇五七、 〇八	区分九
〇四九、 〇〇	区分十
〇四四、 〇四	区分十一
〇一六、 〇〇	区分十二



附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月二十七日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則（令和元年東京都教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

附則別表を次のように改める。

附則別表

経験区分	経験年数	教育職員としての経験年数等		
		令和二年度	令和三年度	令和四年度
一	一年未満			
二	一年以上二年未満	二、一五〇		
三	二年以上三年未満	二、二三〇	二、一五〇	
四	三年以上四年未満	二、三一〇	二、二三〇	二、一五〇
五	三年以上五年未満	二、三九〇	二、三一〇	二、二三〇

十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六
十六年以上十七年未滿	十五年以上十六年未滿	十四年以上十五年未滿	十三年以上十四年未滿	十二年以上十三年未滿	十一年以上十二年未滿	十年以上十一年未滿	九年以上十年未滿	八年以上九年未滿	七年以上八年未滿	六年以上七年未滿	五年以上六年未滿
三、二七〇	三、二七〇	三、二七〇	三、二七〇	三、一八〇	三、〇四〇	二、九五〇	二、八四〇	二、七四〇	二、六四〇	二、五五〇	二、四七〇
三、二七〇	三、二七〇	三、二七〇	三、一八〇	三、〇四〇	二、九五〇	二、八四〇	二、七四〇	二、六四〇	二、五五〇	二、四七〇	二、三九〇
三、二七〇	三、二七〇	三、一八〇	三、〇四〇	二、九五〇	二、八四〇	二、七四〇	二、六四〇	二、五五〇	二、四七〇	二、三九〇	二、三一〇

十八	十七年以上	三、三五〇	三、三五〇	三、三五〇
----	-------	-------	-------	-------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 承認事項等案文一覧

## ～ 目次 ～

### Ⅲ 人事委員会承認事項等の一部改正

- 1 局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について（2頁）
- 2 成績率の運用に関する要綱の制定について（知事外8任命権者）（4頁）
- 3 学校職員の初任給加算等に関する基準【協議】（39頁）
- 4 日勤講師の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について【申請・協議】（41頁）

別紙

「局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について」（平成23年3月24日付22人委任第131号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
<p style="text-align: center;">局長級職員の成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1及び第2 （現行のとおり）</p> <p>（局長級職員の成績率の内容）</p> <p>第3 （現行のとおり）</p> <p>2 （現行のとおり）</p> <p>(1) 上位 10000分の<u>10500</u>超10000分の<u>12599</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>9765</u>以上10000分の<u>10500</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(3) 下位 10000分の<u>9240</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、総務局長が別に定めるものの成績率は、10000分の<u>10500</u>とする。</p> <p>（再任用局長級職員の成績率の内容）</p> <p>第4 （現行のとおり）</p> <p>2 （現行のとおり）</p> <p>(1) 上位 10000分の<u>5500</u>超10000分の<u>6599</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>5115</u>以上10000分の<u>5500</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(3) 下位 10000分の<u>4840</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、総務局長が別に定めるものの成績率は、10000分の<u>5500</u>とする。</p> <p>第5から第10まで （現行のとおり）</p>	<p style="text-align: center;">局長級職員の成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1及び第2 （略）</p> <p>（局長級職員の成績率の内容）</p> <p>第3 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>(1) 上位 10000分の<u>10750</u>超10000分の<u>12899</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>9997.5</u>以上10000分の<u>10750</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(3) 下位 10000分の<u>9460</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、総務局長が別に定めるものの成績率は、10000分の<u>10750</u>とする。</p> <p>（再任用局長級職員の成績率の内容）</p> <p>第4 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>(1) 上位 10000分の<u>5750</u>超10000分の<u>6899</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>5347.5</u>以上10000分の<u>5750</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(3) 下位 10000分の<u>5060</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、総務局長が別に定めるものの成績率は、10000分の<u>5750</u>とする。</p> <p>第5から第10まで （略）</p>

附 則

この要綱は、令和2年6月に支給する勤勉手当から適用する。



「成績率の運用に関する要綱の制定について」（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）について、下記のとおり改正する。

## 記

改 正 案	現 行
<p>成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（現行のとおり）</p> <p>（行（一）5級等職員の成績率の内容）</p> <p>第4（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>（1）最上位（現行のとおり）</p> <p>（2）上 位（現行のとおり）</p> <p>（3）中 位 10000分の<u>12322.5</u></p> <p>（4）下 位 10000分の<u>11660</u></p> <p>（5）最下位（現行のとおり）</p> <p>（行（一）4級等職員の成績率の内容）</p> <p>第5（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>（1）最上位（現行のとおり）</p> <p>（2）上 位（現行のとおり）</p> <p>（3）中位(A)（現行のとおり）</p> <p>（4）中位(B) 10000分の<u>11515</u></p> <p>（5）下 位 10000分の<u>10902.5</u></p> <p>（6）最下位（現行のとおり）</p>	<p>成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（略）</p> <p>（行（一）5級等職員の成績率の内容）</p> <p>第4（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（1）最上位（略）</p> <p>（2）上 位（略）</p> <p>（3）中 位 10000分の<u>12555</u></p> <p>（4）下 位 10000分の<u>11880</u></p> <p>（5）最下位（略）</p> <p>（行（一）4級等職員の成績率の内容）</p> <p>第5（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（1）最上位（略）</p> <p>（2）上 位（略）</p> <p>（3）中位(A)（略）</p> <p>（4）中位(B) 10000分の<u>11750</u></p> <p>（5）下 位 10000分の<u>11125</u></p> <p>（6）最下位（略）</p>

(行政系課長代理等職員の成績率の内容)

第6 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 最上位 (現行のとおり)
- (2) 上位 (現行のとおり)
- (3) 中位 10000分の9737.5
- (4) 下位 10000分の9122.5
- (5) 対象外 10000分の10250

(行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容)

第7 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
- (2) 中位 10000分の9840
- (3) 下位 10000分の9225
- (4) 対象外 10000分の10250

(再任用管理職員の成績率の内容)

第8 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
- (2) 中位 10000分の5640
- (3) 下位 10000分の5340

(再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容)

第9 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

(行政系課長代理等職員の成績率の内容)

第6 (略)

2 (略)

- (1) 最上位 (略)
- (2) 上位 (略)
- (3) 中位 10000分の9975
- (4) 下位 10000分の9345
- (5) 対象外 10000分の10500

(行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容)

第7 (略)

2 (略)

- (1) 上位 (略)
- (2) 中位 10000分の10080
- (3) 下位 10000分の9450
- (4) 対象外 10000分の10500

(再任用管理職員の成績率の内容)

第8 (略)

2 (略)

- (1) 上位 (略)
- (2) 中位 10000分の5875
- (3) 下位 10000分の5562.5

(再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容)

第9 (略)

2 (略)

- (1) 上位 (現行のとおり)
- (2) 中位 10000分の4750
- (3) 下位 10000分の4450
- (4) 対象外 10000分の5000

(再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の内容)

第10 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
- (2) 中位 10000分の4800
- (3) 下位 10000分の4500
- (4) 対象外 10000分の5000

第11及び第12 (現行のとおり)

(行政系課長代理等職員の成績率の段階の決定)

第13 (現行のとおり)

行政系課長代理等 職員の成績率の段階	基 準
最上位	行政系課長代理等職員(対象外に該当する者を除く。)のうち、局長が定める10%程度の者
上位	行政系課長代理等職員(対象外に該当する者を除く。)のうち、局長が定める40%程度の者から最上位の職員を除いた者
中位	最上位、上位、下位及び対象外以外の者

- (1) 上位 (略)
- (2) 中位 10000分の4987.5
- (3) 下位 10000分の4672.5
- (4) 対象外 10000分の5250

(再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の内容)

第10 (略)

2 (略)

- (1) 上位 (略)
- (2) 中位 10000分の5040
- (3) 下位 10000分の4725
- (4) 対象外 10000分の5250

第11及び第12 (略)

(行政系課長代理等職員の成績率の段階の決定)

第13 (略)

行政系課長代理等 職員の成績率の段階	基 準
最上位	行政系課長代理等職員(対象外に該当する者を除く。)のうち、局長が定める10%程度の者
上位	行政系課長代理等職員(対象外に該当する者を除く。)のうち、局長が定める40%程度の者から最上位の職員を除いた者
中位	最上位、上位、下位及び対象外以外の者

下 位	業績評価の第1次評定及び最終評定の総合評定（管理職候補者については、業績・能力総合評価の1次評価及び最終評価）がいずれも最下位の者
対 象 外	育児休業を理由に業績評価による評定（地方公務員法第23条の2第2項の規定に基づき他の任命権者が定める人事評価による評定を含む。）がなされない者

2 (現行のとおり)

(行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の段階の決定)

第14 (現行のとおり)

行政系主任級以下 及び技能系等職員 の成績率の段階	基 準
上 位	行政系主任級以下及び技能系等職員（対象外に該当する者を除く。）のうち、局長が定める40%程度の者
中 位	上位、下位及び対象外以外の者
下 位	業績評価の第1次評定及び最終評定の総合評定（管理職候補者については、業績・能力総合評価の1次評価及び最終評価）がいずれも最下位の者
対 象 外	育児休業を理由に業績評価による評定（地方公務員法第23条の2第2項の規定に基づき他の任命権者が定める人事評価による評定を含む。）がなされない者

2 (現行のとおり)

第15 (現行のとおり)

(再任用行政系課長代理等職員の成績率の段階の決定)

下 位	業績評価の第1次評定及び最終評定の総合評定（管理職候補者については、業績・能力総合評価の1次評価及び最終評価）がいずれも最下位の者
対 象 外	第19で対象外と定めるもの

2 (略)

(行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の段階の決定)

第14 (略)

行政系主任級以下 及び技能系等職員 の成績率の段階	基 準
上 位	行政系主任級以下及び技能系等職員（対象外に該当する者を除く。）のうち、局長が定める40%程度の者
中 位	上位、下位及び対象外以外の者
下 位	業績評価の第1次評定及び最終評定の総合評定（管理職候補者については、業績・能力総合評価の1次評価及び最終評価）がいずれも最下位の者
対 象 外	第19で対象外と定めるもの

2 (略)

第15 (略)

(再任用行政系課長代理等職員の成績率の段階の決定)

第16 (現行のとおり)

再任用行政系課長代理等職員の成績率の段階	基準
上位	再任用行政系課長代理等職員(対象外に該当する者を除く。)のうち、局長が定める40%程度の者
中位	上位、下位及び対象外以外の者
下位	業績評価の第1次評定及び最終評定の総合評定がいずれも最下位の者
対象外	育児休業を理由に業績評価による評定(地方公務員法第23条の2第2項の規定に基づき他の任命権者が定める人事評価による評定を含む。)がなされない者

2 (現行のとおり)

(再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の段階の決定)

第17 (現行のとおり)

再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の段階	基準
上位	再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員(対象外に該当する者を除く。)のうち、局長が定める40%程度の者
中位	上位、下位及び対象外以外の者
下位	業績評価の第1次評定及び最終評定の総合評定がいずれも最下位の者

第16 (略)

再任用行政系課長代理等職員の成績率の段階	基準
上位	再任用行政系課長代理等職員(対象外に該当する者を除く。)のうち、局長が定める40%程度の者
中位	上位、下位及び対象外以外の者
下位	業績評価の第1次評定及び最終評定の総合評定がいずれも最下位の者
対象外	第19で対象外と定めるもの

2 (略)

(再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の段階の決定)

第17 (略)

再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の段階	基準
上位	再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員(対象外に該当する者を除く。)のうち、局長が定める40%程度の者
中位	上位、下位及び対象外以外の者
下位	業績評価の第1次評定及び最終評定の総合評定がいずれも最下位の者

対象外

育児休業を理由に業績評価による評定（地方公務員法第23条の2第2項の規定に基づき他の任命権者が定める人事評価による評定を含む。）がなされない者

2 (現行のとおり)

第18 (現行のとおり)

(業績評価による評定がなされない者等の取扱い)

第19 (現行のとおり)

(1) 業績評価による評定（地方公務員法第23条の2第2項の規定に基づき他の任命権者が定める人事評価による評定を含む。以下同じ。）がなされない者

ア 総務局長が別に定める個別評定書（業績評価による評定がなされない者について、評定がなされた者との均衡を考慮した上で、業績評価の評定対象期間における勤務実績等を踏まえ、成績率の段階を決定するために作成されるもの。他の任命権者が定めるものを含む。以下同じ。）による評定がなされた者

当該評定により決定

イ アに定めるもののうち、業績評価の評定基準日において行政系課長代理等職員であって、個別評定書による評定により最上位に決定された者で、新たに行政系主任級以下及び技能系等職員となったもの

上位

ウ 上記以外のもの

中位

(2) 前号に定めるほか、業績評価の評定基準日の翌日以降に上位の職に昇任又は下位の職に降任した者

ア 業績評価の評定基準日において行（一）5級等職員又は行（一）4級等職員であった者で、新たに行政系課長代理等職員又は行政系主任級以下及び技能系等職員となったもの

中位

対象外

第19で対象外と定めるもの

2 (略)

第18 (略)

(業績評価による評定がなされない者等の取扱い)

第19 (略)

(1) 業績評価の評定基準日の翌日以降に採用された者（派遣法第10条第1項の規定により採用された者で、業績評価による評定がなされたものを除く。）

対象外

(2) 前号に定めるほか、退職者等で業績評価による評定（他の任命権者における評定を含む。）がなされない者

対象外

(3) 前号に定めるほか、業績評価の評定基準日の翌日以降に上位の職に昇任又は下位の職に降任した者

ア 新たに行政系課長代理等職員又は行政系主任級以下及び技能系等職員となったもの

対象外

イ 業績評価の評定基準日において行政系課長代理等職員であって、業績評価による評定により最上位に決定された者で、新たに行政系主任級以下及び技能系等職員となったもの 上位

ウ 上記以外のもの 昇任又は降任前の業績評価による評定により決定

(3) 前二号に定めるほか、業績評価の評定基準日の翌日以降に任命権者を異にして異動した者 異動前の業績評価による評定により決定

(4) 前各号に定めるほか、特別な取扱いが必要であると総務局長が認める者 中位

2 (現行のとおり)

(1) 業績評価による評定がなされない者

ア 総務局長が別に定める個別評定書による評定がなされた者  
当該評定により決定

イ アに定めるもののうち、業績評価の評定基準日において行政系課長代理等職員であって、採用前の個別評定書による評定が最上位であり、再任用行政系課長代理等職員又は再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員として採用された者 上位

ウ 上記以外のもの 中位

(2) 前号に定めるほか、業績評価の評定基準日において再任用職員でなかった者(他の任命権者において再任用職員でなかった者を含む。)で、業績評価の評定基準日の翌日以降に再任用職員として採用されたもの

ア 業績評価の評定基準日において行(一)5級等職員及び行(一)4級等職員であった者で、再任用行政系課長代理等職員又は再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員として採用されたもの 中位

イ 業績評価の評定基準日において行政系課長代理等職員であって、採用前の業

イ 上記以外のもの 昇任又は降任前の評定により決定

(4) 前二号に定めるほか、業績評価の評定基準日の翌日以降に任命権者を異にして異動した者 異動前の評定により決定

(5) 前各号に定めるほか、特別な取扱いが必要であると総務局長が認める者

対象外

2 (略)

(1) 再任用職員でなかった者(他の任命権者において再任用職員でなかった者を含む。)で、業績評価の評定基準日の翌日以降に採用されたもの(派遣法第10条第1項の規定により採用された者で、再任用職員として業績評価による評定がなされたものを除く。) 対象外

(2) 前号に定めるほか、退職者等で業績評価による評定(他の任命権者における評定を含む。)がなされない者 対象外

(3) 前号に定めるほか、再任用職員であった者(他の任命権者において再任用職員であった者を含む。)で、業績評価の評定基準日の翌日以降に上位又は下位の職に採用されたもの

ア 再任用行政系課長代理等職員でなかった者(他の任命権者において再任用行政系課長代理等職員でなかった者を含む。)で、業績評価の評定基準日の翌日以降に再任用行政系課長代理等職員として採用されたもの及び再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員でなかった者(他の任命権者において再任用行政系

<p><u>績評価による評定により最上位に決定された者で、再任用行政系課長代理等職員又は再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員として採用されたもの</u> <u>上位</u></p> <p>ウ <u>上記以外のもの</u> <u>業績評価による評定により決定</u></p> <p>(3) <u>一号に定めるほか、業績評価の評定基準日において再任用職員であった者（他の任命権者において再任用職員であった者を含む。）で、業績評価の評定基準日の翌日以降に上位又は下位の職に引き続き採用されたもの</u></p> <p>ア <u>業績評価の評定基準日において再任用管理職員であった者で、再任用行政系課長代理等職員又は再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員として採用されたもの</u> <u>中位</u></p> <p>イ <u>上記以外のもの</u> <u>業績評価による評定により決定</u></p> <p>(4) <u>一号及び三号に定めるほか、業績評価の評定基準日に他の任命権者において再任用行政系課長代理等職員であった者で、業績評価の評定基準日の翌日以降に再任用行政系課長代理等職員として採用されたもの及び業績評価の評定基準日に他の任命権者において再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員であった者で、業績評価の評定基準日の翌日以降に再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員として採用されたもの</u> <u>業績評価による評定により決定</u></p> <p>(5) <u>前各号に定めるほか、特別な取扱いが必要であると総務局長が認める者</u> <u>中位</u></p>	<p><u>主任級以下及び再任用技能系等職員でなかった者を含む。）で、業績評価の評定基準日の翌日以降に再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員として採用されたもの</u> <u>対象外</u></p> <p>イ <u>上記以外のもの</u> <u>採用前の評定により決定</u></p> <p>(4) <u>前二号に定めるほか、他の任命権者において再任用行政系課長代理等職員であった者で、業績評価の評定基準日の翌日以降に再任用行政系課長代理等職員として採用されたもの及び他の任命権者において再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員であった者で、業績評価の評定基準日の翌日以降に再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員として採用されたもの</u> <u>採用前の評定により決定</u></p> <p>(5) <u>前各号に定めるほか、特別な取扱いが必要であると総務局長が認める者</u> <u>対象外</u></p>
<p>第20から第22まで（現行のとおり）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和2年6月に支給する勤勉手当から適用する。</u></p>	<p>第20から第22まで（略）</p>



成績率の運用に関する要綱（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（現行のとおり）</p> <p>（行（一）5級等職員の成績率の内容）</p> <p>第4 （現行のとおり）</p> <p>2 （現行のとおり）</p> <p>（1）最上位 （現行のとおり）</p> <p>（2）上 位 （現行のとおり）</p> <p>（3）中 位 10000分の<u>12322.5</u></p> <p>（4）下 位 10000分の<u>11660</u></p> <p>（5）最下位 （現行のとおり）</p> <p>（行（一）4級等職員の成績率の内容）</p> <p>第5 （現行のとおり）</p> <p>2 （現行のとおり）</p> <p>（1）最上位 （現行のとおり）</p> <p>（2）上 位 （現行のとおり）</p> <p>（3）中位(A) （現行のとおり）</p> <p>（4）中位(B) 10000分の<u>11515</u></p>	<p style="text-align: center;">成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（略）</p> <p>（行（一）5級等職員の成績率の内容）</p> <p>第4 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（1）最上位 （略）</p> <p>（2）上 位 （略）</p> <p>（3）中 位 10000分の<u>12555</u></p> <p>（4）下 位 10000分の<u>11880</u></p> <p>（5）最下位 （略）</p> <p>（行（一）4級等職員の成績率の内容）</p> <p>第5 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（1）最上位 （略）</p> <p>（2）上 位 （略）</p> <p>（3）中位(A) （略）</p> <p>（4）中位(B) 10000分の<u>11750</u></p>

(5) 下位 10000分の10902.5

(6) 最下位 (現行のとおり)

(行政系課長代理等職員の成績率の内容)

第6 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

(1) 最上位 (現行のとおり)

(2) 上位 (現行のとおり)

(3) 中位 10000分の9737.5

(4) 下位 10000分の9122.5

(5) 対象外 10000分の10250

(行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容)

第7 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

(1) 上位 (現行のとおり)

(2) 中位 10000分の9840

(3) 下位 10000分の9225

(4) 対象外 10000分の10250

(再任用管理職員の成績率の内容)

第8 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

(1) 上位 (現行のとおり)

(2) 中位 10000分の5640

(3) 下位 10000分の5340

(再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容)

(5) 下位 10000分の11125

(6) 最下位 (略)

(行政系課長代理等職員の成績率の内容)

第6 (略)

2 (略)

(1) 最上位 (略)

(2) 上位 (略)

(3) 中位 10000分の9975

(4) 下位 10000分の9345

(5) 対象外 10000分の10500

(行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容)

第7 (略)

2 (略)

(1) 上位 (略)

(2) 中位 10000分の10080

(3) 下位 10000分の9450

(4) 対象外 10000分の10500

(再任用管理職員の成績率の内容)

第8 (略)

2 (略)

(1) 上位 (略)

(2) 中位 10000分の5875

(3) 下位 10000分の5562.5

(再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容)

第9 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 上 位 (現行のとおり)
- (2) 中 位 10000分の4750
- (3) 下 位 10000分の4450
- (4) 対象外 10000分の5000

(再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の内容)

第10 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 上 位 (現行のとおり)
- (2) 中 位 10000分の4800
- (3) 下 位 10000分の4500
- (4) 対象外 10000分の5000

第11及び第12 (現行のとおり)

(行政系課長代理等職員の成績率の段階の決定)

第13 (現行のとおり)

行政系課長代理等 職員の成績率の段 階	基 準
最 上 位	(現行のとおり)
上 位	(現行のとおり)
中 位	(現行のとおり)
下 位	(現行のとおり)

第9 (略)

2 (略)

- (1) 上 位 (略)
- (2) 中 位 10000分の4987.5
- (3) 下 位 10000分の4672.5
- (4) 対象外 10000分の5250

(再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の内容)

第10 (略)

2 (略)

- (1) 上 位 (略)
- (2) 中 位 10000分の5040
- (3) 下 位 10000分の4725
- (4) 対象外 10000分の5250

第11及び第12 (略)

(行政系課長代理等職員の成績率の段階の決定)

第13 (略)

行政系課長代理等 職員の成績率の段 階	基 準
最 上 位	(略)
上 位	(略)
中 位	(略)
下 位	(略)

対 象 外	育児休業を理由に業績評価による評定(地方公務員法第23条の2第2項の規定に基づき他の任命権者が定める人事評価による評定を含む。)がなされない者
-------	---

2 (現行のとおり)

(行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の段階の決定)

第14 (現行のとおり)

行政系主任級以下 及び技能系等職員 の成績率の段階	基 準
上 位	(現行のとおり)
中 位	(現行のとおり)
下 位	(現行のとおり)
対 象 外	育児休業を理由に業績評価による評定(地方公務員法第23条の2第2項の規定に基づき他の任命権者が定める人事評価による評定を含む。)がなされない者及び臨時的任用職員(女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和30年法律第125号)第3条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。))又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第2号の規定に基づき臨時的に任用された者のうち、学校職員の給与に関する条例(昭和31年東京都条例第68号)第7条第1項第3号に掲げる事務職員給料表及び同項第4号ハに掲げる技術職員給料表(三)を適用されるもので、職務の級が1級であるものをいう。)

2 (現行のとおり)

第15 (現行のとおり)

対 象 外	第19で対象外と定めるもの
-------	---------------

2 (略)

(行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の段階の決定)

第14 (略)

行政系主任級以下 及び技能系等職員 の成績率の段階	基 準
上 位	(略)
中 位	(略)
下 位	(略)
対 象 外	第19で対象外と定めるもの

2 (略)

第15 (略)

(再任用行政系課長代理等職員の成績率の段階の決定)

第16 (現行のとおり)

再任用行政系課長代理等職員の成績率の段階	基 準
上 位	(現行のとおり)
中 位	(現行のとおり)
下 位	(現行のとおり)
対象外	育児休業を理由に業績評価による評定(地方公務員法第23条の2第2項の規定に基づき他の任命権者が定める人事評価による評定を含む。)がなされない者

2 (現行のとおり)

(再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の段階の決定)

第17 (現行のとおり)

再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の段階	基 準
上 位	(現行のとおり)
中 位	(現行のとおり)
下 位	(現行のとおり)
対象外	育児休業を理由に業績評価による評定(地方公務員法第23条の2第2項の規定に基づき他の任命権者が定める人事評価による評定を含む。)がなされない者

2 (現行のとおり)

(再任用行政系課長代理等職員の成績率の段階の決定)

第16 (略)

再任用行政系課長代理等職員の成績率の段階	基 準
上 位	(略)
中 位	(略)
下 位	(略)
対象外	第19で対象外と定めるもの

2 (略)

(再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の段階の決定)

第17 (略)

再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の段階	基 準
上 位	(略)
中 位	(略)
下 位	(略)
対象外	第19で対象外と定めるもの

2 (略)

第18 (現行のとおり)

(業績評価による評価がなされない者等の取扱い)

第19 (現行のとおり)

(1) 業績評価による評価 (地方公務員法第23条の2第2項の規定に基づき他の任命権者が定める人事評価による評価を含む。以下同じ。) がなされない者

ア 教育長が別に定める個別評価書 (業績評価による評価がなされない者について、評価がなされた者との均衡を考慮した上で、業績評価の評価対象期間における勤務実績等を踏まえ、成績率の段階を決定するために作成されるもの。他の任命権者が定めるものを含む。以下同じ。) による評価がなされた者 当該評価により決定

イ アに定めるもののうち、業績評価の評価基準日において行政系課長代理等職員であって、個別評価書による評価により最上位に決定された者で、新たに行政系主任級以下及び技能系等職員となったもの 上位

ウ 上記以外のもの 中位

(2) (現行のとおり)

ア 業績評価の評価基準日において行 (一) 5級等職員又は行 (一) 4級等職員であった者で、新たに行政系課長代理等職員又は行政系主任級以下及び技能系等職員となったもの 中位

イ 業績評価の評価基準日において行政系課長代理等職員であって、業績評価による評価により最上位に決定された者で、新たに行政系主任級以下及び技能系等職員となったもの 上位

ウ 上記以外のもの 昇任又は降任前の業績評価による評価により決定

(3) 前二号に定めるほか、業績評価の評価基準日の翌日以降に任命権者を異にして異動した者 異動前の業績評価による評価により決定

(4) 前各号に定めるほか、特別な取扱いが必要であると教育長が認める者 中位

第18 (略)

(業績評価による評価がなされない者等の取扱い)

第19 (略)

(1) 業績評価の評価基準日の翌日以降に採用された者 (派遣法第10条第1項の規定により採用された者で、業績評価による評価がなされたものを除く。) 対象外

(2) 前号に定めるほか、退職者等で業績評価による評価 (他の任命権者における評価を含む。) がなされない者 対象外

(3) (略)

ア 新たに行政系課長代理等職員又は行政系主任級以下及び技能系等職員となったもの 対象外

イ 上記以外のもの 昇任又は降任前の評価により決定

(4) 前二号に定めるほか、業績評価の評価基準日の翌日以降に任命権者を異にして異動した者 異動前の評価により決定

(5) 前各号に定めるほか、特別な取扱いが必要であると教育長が認める者 対象外

2 (現行のとおり)

(1) 業績評価による評価がなされない者

ア 教育長が別に定める個別評価書による評価がなされた者

当該評価により決定

イ アに定めるもののうち、業績評価の評価基準日において行政系課長代理等職員であって、採用前の個別評価書による評価が最上位であり、再任用行政系課長代理等職員又は再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員として採用された者

上位

ウ 上記以外のもの

中位

(2) 前号に定めるほか、業績評価の評価基準日において再任用職員でなかった者（他の任命権者において再任用職員でなかった者を含む。）で、業績評価の評価基準日の翌日以降に再任用職員として採用されたもの

ア 業績評価の評価基準日において行（一）5級等職員及び行（一）4級等職員であった者で、再任用行政系課長代理等職員又は再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員として採用されたもの

中位

イ 業績評価の評価基準日において行政系課長代理等職員であって、採用前の業績評価による評価により最上位に決定された者で、再任用行政系課長代理等職員又は再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員として採用されたもの

上位

ウ 上記以外のもの

業績評価による評価により決定

(3) 一号に定めるほか、業績評価の評価基準日において再任用職員であった者（他の任命権者において再任用職員であった者を含む。）で、業績評価の評価基準日の翌日以降に上位又は下位の職に引き続き採用されたもの

2 (略)

(1) 再任用職員でなかった者（他の任命権者において再任用職員でなかった者を含む。）で、業績評価の評価基準日の翌日以降に採用されたもの（派遣法第10条第1項の規定により採用された者で、再任用職員として業績評価による評価がなされたものを除く。）

対象外

(2) 前号に定めるほか、退職者等で業績評価による評価（他の任命権者における評価を含む。）がなされない者

対象外

(3) 前号に定めるほか、再任用職員であった者（他の任命権者において再任用職員であった者を含む。）で、業績評価の評価基準日の翌日以降に上位又は下位の職に採用されたもの

ア 再任用行政系課長代理等職員でなかった者（他の任命権者において再任用行政系課長代理等職員でなかった者を含む。）で、業績評価の評価基準日の翌日以降に再任用行政系課長代理等職員として採用されたもの及び再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員でなかった者（他の任命権者において再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員でなかった者を含む。）で、業績評価の評価基準日の翌日以降に再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員として採用されたもの

対象外

イ 上記以外のもの

採用前の評価により決定

ア 業績評価の評定基準日において再任用管理職員であった者で、再任用行政系課長代理等職員又は再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員として採用されたもの 中位

イ 上記以外のもの 業績評価による評定により決定

(4) 一号及び三号に定めるほか、業績評価の評定基準日に他の任命権者において再任用行政系課長代理等職員であった者で、業績評価の評定基準日の翌日以降に再任用行政系課長代理等職員として採用されたもの及び業績評価の評定基準日に他の任命権者において再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員であった者で、業績評価の評定基準日の翌日以降に再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員として採用されたもの 業績評価による評定により決定

(5) 前各号に定めるほか、特別な取扱いが必要であると教育長が認める者 中位

第20から第22まで (現行のとおり)

#### 附 則

この要綱は、令和2年6月に支給する勤勉手当から適用する。

(4) 前二号に定めるほか、他の任命権者において再任用行政系課長代理等職員であった者で、業績評価の評定基準日の翌日以降に再任用行政系課長代理等職員として採用されたもの及び他の任命権者において再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員であった者で、業績評価の評定基準日の翌日以降に再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員として採用されたもの 採用前の評定により決定

(5) 前各号に定めるほか、特別な取扱いが必要であると教育長が認める者 対象外

第20から第22まで (略)



教育職員等の成績率の運用に関する要綱（平成8年3月29日付7人委任第223号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
教育職員等の成績率の運用に関する要綱	教育職員等の成績率の運用に関する要綱
第1から第3まで（現行のとおり）	第1から第3まで（略）
（教育5級等職員の成績率の内容）	（教育5級等職員の成績率の内容）
第4（現行のとおり）	第4（略）
2（現行のとおり）	2（略）
（1）最上位（現行のとおり）	（1）最上位（略）
（2）上 位（現行のとおり）	（2）上 位（略）
（3）中 位 10000分の <u>11515</u>	（3）中 位 10000分の <u>11750</u>
（4）下 位 10000分の <u>10902.5</u>	（4）下 位 10000分の <u>11125</u>
（5）最下位（現行のとおり）	（5）最下位（略）
（教育監督職等職員の成績率の内容）	（教育監督職等職員の成績率の内容）
第5（現行のとおり）	第5（略）
2（現行のとおり）	2（略）
（1）最上位（現行のとおり）	（1）最上位（略）
（2）上 位（現行のとおり）	（2）上 位（略）
（3）中 位 10000分の <u>9737.5</u>	（3）中 位 10000分の <u>9975</u>
（4）下 位 10000分の <u>9122.5</u>	（4）下 位 10000分の <u>9345</u>
（5）対象外 10000分の <u>10250</u>	（5）対象外 10000分の <u>10500</u>
（教育一般職員の成績率の内容）	（教育一般職員の成績率の内容）
第6（現行のとおり）	第6（略）
2（現行のとおり）	2（略）
（1）上 位（現行のとおり）	（1）上 位（略）
（2）中 位 10000分の <u>9840</u>	（2）中 位 10000分の <u>10080</u>

- (3) 下位 10000分の9225
- (4) 対象外 10000分の10250

(再任用教育管理職員の成績率の内容)

第7 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
- (2) 中位 10000分の5640
- (3) 下位 10000分の5340

(再任用教育監督職等職員の成績率の内容)

第8 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
- (2) 中位 10000分の4750
- (3) 下位 10000分の4450
- (4) 対象外 10000分の5000

(再任用教育一般職員の成績率の内容)

第9 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
- (2) 中位 10000分の4800
- (3) 下位 10000分の4500
- (4) 対象外 10000分の5000

第10 (現行のとおり)

(教育監督職等職員の成績率の段階の決定)

第11 (現行のとおり)

教育監督職等職員 の成績率の段階	基	準
---------------------	---	---

- (3) 下位 10000分の9450
- (4) 対象外 10000分の10500

(再任用教育管理職員の成績率の内容)

第7 (略)

2 (略)

- (1) 上位 (略)
- (2) 中位 10000分の5875
- (3) 下位 10000分の5562.5

(再任用教育監督職等職員の成績率の内容)

第8 (略)

2 (略)

- (1) 上位 (略)
- (2) 中位 10000分の4987.5
- (3) 下位 10000分の4672.5
- (4) 対象外 10000分の5250

(再任用教育一般職員の成績率の内容)

第9 (略)

2 (略)

- (1) 上位 (略)
- (2) 中位 10000分の5040
- (3) 下位 10000分の4725
- (4) 対象外 10000分の5250

第10 (略)

(教育監督職等職員の成績率の段階の決定)

第11 (略)

教育監督職等職員 の成績率の段階	基	準
---------------------	---	---

最上位	(現行のとおり)
上位	(現行のとおり)
中位	(現行のとおり)
下位	(現行のとおり)
対象外	育児休業を理由に業績評価による評価がなされない者

2 (現行のとおり)

(教育一般職員の成績率の段階の決定)

第12 (現行のとおり)

教育一般職員の成績率の段階	基準
上位	(現行のとおり)
中位	(現行のとおり)
下位	(現行のとおり)
対象外	育児休業を理由に業績評価による評価がなされない者及び臨時的任用職員(地方公務員法第22条の3第1項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和30年法律第125号)第3条第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第2号の規定に基づき臨時的に任用された者のうち、学校職員の給与に関する条例(昭和31年東京都条例第68号)第7条第1項第1号に掲げる教育職給料表を適用されるもので、職務の級が1級及び2級であるものをいう。)

2 (現行のとおり)

第13 (現行のとおり)

(再任用教育監督職等職員の成績率の段階の決定)

第14 (現行のとおり)

最上位	(略)
上位	(略)
中位	(略)
下位	(略)
対象外	第17で対象外と定めるもの

2 (略)

(教育一般職員の成績率の段階の決定)

第12 (略)

教育一般職員の成績率の段階	基準
上位	(略)
中位	(略)
下位	(略)
対象外	第17で対象外と定めるもの

2 (略)

第13 (略)

(再任用教育監督職等職員の成績率の段階の決定)

第14 (略)

再任用教育監督職等 職員の成績率の段階	基 準
上 位	(現行のとおり)
中 位	(現行のとおり)
下 位	(現行のとおり)
対象外	育児休業を理由に業績評価による評価がなされない者

2 (現行のとおり)

(再任用教育一般職員の成績率の段階の決定)

第15 (現行のとおり)

再任用教育一般職員 の成績率の段階	基 準
上 位	(現行のとおり)
中 位	(現行のとおり)
下 位	(現行のとおり)
対象外	育児休業を理由に業績評価による評価がなされない者

2 (現行のとおり)

(業績評価又は職務記録による評価がなされない者等の取扱い)

第16 (現行のとおり)

(1) 業績評価又は職務記録の基準日の翌日以降に採用された者(公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「派遣法」という。)第10条第1項の規定により採用された者で、業績評価又は職務記録による評価がなされたもの及び地方公務員法第23条の2第2項の規定に基づき区市町村教育委員会が定める人事評価(東京都区市町村立学校教育管理職の業績評価に関する規則の適用を受ける職員の例により実施するものに限る。)による評価がなされた者を除く。) 中位

(2) 地方公務員法第23条の2第2項の規定に基づき区市町村教育委員会が定める人事評価(東京都区市町村立学校教育管理職の業績評価に関する規則の適用を受ける職員の例により実施するものに限る。)による評価がなされた者

当該評価により決定

(3) 一号に定めるほか、退職者等で業績評価又は職務記録による評価がなされない

再任用教育監督職等 職員の成績率の段階	基 準
上 位	(略)
中 位	(略)
下 位	(略)
対象外	第17で対象外と定めるもの

2 (略)

(再任用教育一般職員の成績率の段階の決定)

第15 (略)

再任用教育一般職員 の成績率の段階	基 準
上 位	(略)
中 位	(略)
下 位	(略)
対象外	第17で対象外と定めるもの

2 (略)

(業績評価又は職務記録による評価がなされない者等の取扱い)

第16 (略)

(1) 業績評価又は職務記録の基準日の翌日以降に採用された者(公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「派遣法」という。)第10条第1項の規定により採用された者で、業績評価又は職務記録による評価がなされたものを除く。) 中位

(2) 前号に定めるほか、退職者等で業績評価又は職務記録による評価がなされない

者	中位	者	中位
(4) 前各号に定めるほか、業績評定又は職務記録の基準日の翌日以降に上位の職に昇任又は下位の職に降任した者 ア及びイ (現行のとおり)		(3) 前号に定めるほか、業績評定又は職務記録の基準日の翌日以降に上位の職に昇任又は下位の職に降任した者 ア及びイ (略)	
(5) 前各号に定めるほか、特別な取扱いが必要であると教育長が認める者 2 (現行のとおり)	中位	(4) 前各号に定めるほか、特別な取扱いが必要であると教育長が認める者 2 (略)	中位
(1) 再任用職員でなかった者で、業績評定の基準日の翌日以降に採用されたもの(派遣法第10条第1項の規定により採用された者で、再任用職員として業績評定による評定がなされたもの及び再任用職員として地方公務員法第23条の2第2項の規定に基づき区市町村教育委員会が定める人事評価(東京都区市町村立学校教育管理職の業績評定に関する規則の適用を受ける職員の例により実施するものに限る。)による評定がなされたものを除く。)	中位	(1) 再任用職員でなかった者で、業績評定の基準日の翌日以降に採用されたもの(派遣法第10条第1項の規定により採用された者で、再任用職員として業績評定による評定がなされたものを除く。)	中位
(2) 再任用職員として地方公務員法第23条の2第2項の規定に基づき区市町村教育委員会が定める人事評価(東京都区市町村立学校教育管理職の業績評定に関する規則の適用を受ける職員の例により実施するものに限る。)による評定がなされた者	当該評定により決定		
(3) 一号に定めるほか、休職者等で業績評定による評定がなされない者	中位	(2) 前号に定めるほか、休職者等で業績評定による評定がなされない者	中位
(4) 前各号に定めるほか、再任用職員であった者で、業績評定の基準日の翌日以降に上位又は下位の職に採用されたもの ア及びイ (現行のとおり)		(3) 前号に定めるほか、再任用職員であった者で、業績評定の基準日の翌日以降に上位又は下位の職に採用されたもの ア及びイ (略)	
(5) 前各号に定めるほか、特別な取扱いが必要であると教育長が認める者	中位	(4) 前各号に定めるほか、特別な取扱いが必要であると教育長が認める者	中位
(業績評価による評価がなされない者等の取扱い) 第17 (現行のとおり)		(業績評価による評価がなされない者等の取扱い) 第17 (略)	
(1) 業績評価による評価がなされない者 ア 教育長が別に定める個別評定書(業績評価による評価がなされない者について、評価がなされた者との均衡を考慮した上で、業績評価の評価対象期間における勤務実績等を踏まえ、成績率の段階を決定するために作成されるもの。)による評価又は地方公務員法第23条の2第2項の規定に基づき区市町村教育委員会が定める人事評価(東京都区市町村立学校教育職員の人事考課に關す		(1) 業績評価の基準日の翌日以降に採用された者(派遣法第10条第1項の規定により採用された者で、業績評価による評価がなされたものを除く。)	対象外
		(2) 前号に定めるほか、休職者等で業績評価による評価がなされない者	対象外

る規則の適用を受ける職員の例により実施するものに限る。)による評価(以下「個別評定書等評価」という。)がなされた者 当該評価により決定  
イ アに定めるもののうち、業績評価の基準日において教育監督職等職員であつて、個別評定書等評価により最上位に決定された者で、新たに教育一般職員となつたもの 上位

ウ 上記以外のもの 中位

(2) 前号に定めるほか、業績評価の基準日の翌日以降に上位の職に昇任又は下位の職に降任した者

ア 業績評価の基準日において教育5級等職員であつた者で、新たに教育監督職等職員又は教育一般職員となつたもの 中位

イ 業績評価の基準日において教育監督職等職員であつて、業績評価による評価により最上位に決定された者で、新たに教育一般職員となつたもの 上位

ウ 上記以外のもの 昇任又は降任前の業績評価による評価により決定

(3) 前二号に定めるほか、特別な取扱いが必要であると教育長が認める者 中位

## 2 (現行のとおり)

(1) 業績評価による評価がなされない者

ア 個別評定書等評価がなされた者 当該評価により決定

イ アに定めるもののうち、業績評価の基準日において教育監督職等職員であつて、採用前の個別評定書等評価が最上位であり、再任用教育監督職等職員又は再任用教育一般職員として採用された者 上位

ウ 上記以外のもの 中位

(2) 前号に定めるほか、業績評価の基準日において再任用職員でなかつた者で業績評価の基準日の翌日以降に再任用職員として採用されたもの

ア 業績評価の基準日において教育5級等職員であつた者で、再任用教育監督職等職員又は再任用教育一般職員として採用されたもの 中位

イ 業績評価の基準日において教育監督職員であつて、採用前の業績評価による

(3) 前号に定めるほか、業績評価の基準日の翌日以降に上位の職に昇任又は下位の職に降任した者

ア 新たに教育監督職等職員又は教育一般職員となつたもの 対象外

イ 上記以外のもの 昇任又は降任前の評価により決定

(4) 前各号に定めるほか、特別な取扱いが必要であると教育長が認める者

対象外

## 2 (略)

(1) 再任用職員でなかつた者で、業績評価の基準日の翌日以降に採用されたもの(派遣法第10条第1項の規定により採用された者で、再任用職員として業績評価による評価がなされたものを除く。) 対象外

(2) 前号に定めるほか、退職者等で業績評価による評価がなされない者 対象外

(3) 前号に定めるほか、再任用職員であつた者で、業績評価の基準日の翌日以降に上位又は下位の職に採用されたもの

ア 再任用教育監督職等職員でなかつた者で、業績評価の基準日の翌日以降に再任用教育監督職等職員として採用されたもの及び再任用教育一般職員でなかつた者で、業績評価の基準日の翌日以降に再任用教育一般職員として採用されたもの 対象外

<p>評価により最上位に決定された者で、再任用教育監督職員又は再任用教育一般職員として採用されたもの <u>上位</u></p> <p>ウ 上記以外のもの <u>業績評価による評価により決定</u></p> <p>(3) 一号に定めるほか、業績評価の基準日において再任用職員であった者で、業績評価の基準日の翌日以降に上位又は下位の職に引き続き再任用職員として採用されたもの</p> <p>ア 業績評価の基準日において再任用教育管理職員であった者で、再任用教育監督職員又は再任用教育一般職員として採用されたもの <u>中位</u></p> <p>イ 上記以外のもの <u>業績評価による評価により決定</u></p> <p>(4) 前各号に定めるほか、特別な取扱いが必要であると教育長が認める者 <u>中位</u></p> <p>第18から第20まで (現行のとおり)</p> <p><u>附 則</u> この要綱は、令和2年6月に支給する勤勉手当から適用する。</p>	<p>イ 上記以外のもの <u>採用前の評価により決定</u></p> <p>(4) 前各号に定めるほか、特別な取扱いが必要であると教育長が認める者 <u>対象外</u></p> <p>第18から第20まで (略)</p>
--	---

「勤勉手当の成績率に関する運用要綱」（平成8年3月29日付7人委任第223号承認）について、下記のとおり改正する。  
記

改正案	現行
<p>勤勉手当の成績率に関する運用要綱</p> <p>第1から第4まで（現行のとおり）</p> <p>第5（現行のとおり）</p> <p>(1)から(3)まで（現行のとおり）</p> <p>(4) 前号に定めるほか、人事評価の基準日の翌日以降に<u>理事官職、管理官職若しくは係長職に昇任し、又は理事官職、管理官職若しくは係長職から降任し、現に任用されている階級等に対応する人事評価がなされていない者</u> 中位</p> <p>(5)（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>(1) 再任用職員でなかった者で、人事評価の基準日の翌日以降に採用された者（派遣法第10条第1項の規定により採用された者で、再任用職員として人事評価がなされたものを除く。）</p> <p>ア <u>理事官職、管理官職又は係長職であった者で、再任用職員として採用された者</u> 中位</p> <p>イ <u>係長職警部補又は副主査職等であって、採用前の評価結果により最上位に決定された者で、再任用係長職警部補又は再任用副主査職等として採用された者</u> 上位</p> <p>ウ <u>上記以外の者</u> 採用前の評価結果により決定</p> <p>(2)（現行のとおり）</p> <p>(3) 前号に定めるほか、再任用職員であった者で、人事評価の基準日の翌日以降に上位又は下位の階級等に引き続き採用され、現に任用されている階級等に対応する人事評価がなされていない者</p> <p>ア <u>再任用管理職員若しくは再任用係長職であった者で、再任用係長職警部補若しくは再任用副主査職等として採用された者又は再任用係長職警部補若しくは再任用副主査職等であった者で、再任用管理職員若しくは再任用係長職として採用された者</u> 中位</p> <p>イ <u>上記以外の者</u> 採用前の評価結果により決定</p> <p>(4)（現行のとおり）</p> <p>第6から第8まで（現行のとおり）</p> <p><u>附 則</u> この要綱は、令和2年6月に支給する勤勉手当から適用する。</p>	<p>勤勉手当の成績率に関する運用要綱</p> <p>第1から第4まで（略）</p> <p>第5（略）</p> <p>(1)から(3)まで（略）</p> <p>(4) 前号に定めるほか、人事評価の基準日の翌日以降に<u>上位の階級等に昇任又は下位の階級等に降任し、現に任用されている階級等に対応する人事評価がなされていない者</u> 中位</p> <p>(5)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 再任用職員でなかった者で、人事評価の基準日の翌日以降に採用された者（派遣法第10条第1項の規定により採用された者で、再任用職員として人事評価がなされたものを除く。） 中位</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) 前号に定めるほか、再任用職員であった者で、人事評価の基準日の翌日以降に上位又は下位の階級等に採用され、現に任用されている階級等に対応する人事評価がなされていない者 中位</p> <p>(4)（略）</p> <p>第6から第8まで（略）</p>



改正案

現行

別表第1

理事官職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割合
最上位	(10%以内) <sup>A</sup>	支給の都度定める。
上位	(30%以内-「A」) <sup>B</sup>	支給の都度定める。
中位	(95%以内-「A・B」) <sup>C</sup>	10000分の12322.5
下位	D	10000分の12057.5
最下位	E	10000分の9672.5
備考	1 署長及び副署長については「総評」を「最終評価」と読み替えて適用する。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第1

理事官職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割合
最上位	(10%以内) <sup>A</sup>	支給の都度定める。
上位	(30%以内-「A」) <sup>B</sup>	支給の都度定める。
中位	(95%以内-「A・B」) <sup>C</sup>	10000分の12555
下位	D	10000分の12285
最下位	E	10000分の9855
備考	1 署長及び副署長については「総評」を「最終評価」と読み替えて適用する。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第2

管理官職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割合
最上位	(10%以内) <sup>A</sup>	支給の都度定める。
上位	(30%以内-「A」) <sup>B</sup>	支給の都度定める。
中位	(95%以内-「A・B」) <sup>C</sup>	10000分の11515
下位	D	10000分の11270
最下位	E	10000分の9065
備考	1 副署長については「総評」を「最終評価」と読み替えて適用する。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第2

管理官職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割合
最上位	(10%以内) <sup>A</sup>	支給の都度定める。
上位	(30%以内-「A」) <sup>B</sup>	支給の都度定める。
中位	(95%以内-「A・B」) <sup>C</sup>	10000分の11750
下位	D	10000分の11500
最下位	E	10000分の9250
備考	1 副署長については「総評」を「最終評価」と読み替えて適用する。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第3

係長職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割合
最上位	(10%以内) <sup>A</sup>	支給の都度定める。
上位	(30%以内-「A」) <sup>B</sup>	支給の都度定める。
中位	(95%以内-「A・B」) <sup>C</sup>	10000分の9737.5
下位	D	10000分の9635
最下位	E	10000分の9122.5
備考	最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第3

係長職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割合
最上位	(10%以内) <sup>A</sup>	支給の都度定める。
上位	(30%以内-「A」) <sup>B</sup>	支給の都度定める。
中位	(95%以内-「A・B」) <sup>C</sup>	10000分の9975
下位	D	10000分の9870
最下位	E	10000分の9345
備考	最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

改 正 案

別表第4

係長職警部補の成績率

成績率の段階	基 準	割 合
最 上 位	成績率対象者である職員のうち、10%程度の者	支給の都度定める。
上 位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。
中 位	最上位、上位及び下位以外の者	10000分の9737.5
下 位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の9122.5
備 考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第5

副主査職等の成績率

成績率の段階	基 準	割 合
最 上 位	成績率対象者である職員のうち、5%程度の者	支給の都度定める。
上 位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。
中 位	最上位、上位及び下位以外の者	10000分の9840
下 位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の9225
備 考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第6

再任用管理職員の成績率

成績率の段階	基 準	割 合
上 位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者	支給の都度定める。
中 位	上位及び下位以外の者	10000分の5640
下 位	個評欄の評語がD又はEの者	10000分の5340
備 考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

現 行

別表第4

係長職警部補の成績率

成績率の段階	基 準	割 合
最 上 位	成績率対象者である職員のうち、10%程度の者	支給の都度定める。
上 位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。
中 位	最上位、上位及び下位以外の者	10000分の9975
下 位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の9345
備 考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第5

副主査職等の成績率

成績率の段階	基 準	割 合
最 上 位	成績率対象者である職員のうち、5%程度の者	支給の都度定める。
上 位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。
中 位	最上位、上位及び下位以外の者	10000分の10080
下 位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の9450
備 考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第6

再任用管理職員の成績率

成績率の段階	基 準	割 合
上 位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者	支給の都度定める。
中 位	上位及び下位以外の者	10000分の5875
下 位	個評欄の評語がD又はEの者	10000分の5562.5
備 考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

改正案

別表第7

再任用係長職の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の4750
下位	個評価欄の評語がD又はEの者	10000分の4450
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第8

再任用係長職警部補の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の4750
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の4450
備考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第9

再任用副主査職等の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の4800
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の4500
備考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

現行

別表第7

再任用係長職の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の4987.5
下位	個評価欄の評語がD又はEの者	10000分の4672.5
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第8

再任用係長職警部補の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の4987.5
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の4672.5
備考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第9

再任用副主査職等の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の5040
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の4725
備考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

「東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱」（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）について、下記のとおり改正する。

改正案	現行
<p>東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（現行のとおり）</p> <p>第4 部長級職員の成績率の内容</p> <p>1（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>(1) 最上位（現行のとおり）</p> <p>(2) 上位（現行のとおり）</p> <p>(3) 中位 10000分の<u>12322.5</u></p> <p>(4) 下位 10000分の<u>11660</u></p> <p>(5) 最下位（現行のとおり）</p> <p>第5 課長級職員の成績率の内容</p> <p>1（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>(1) 最上位（現行のとおり）</p> <p>(2) 上位（現行のとおり）</p> <p>(3) 中位 10000分の<u>11515</u></p> <p>(4) 下位 10000分の<u>10902.5</u></p> <p>(5) 最下位（現行のとおり）</p> <p>第6 係長等職員の成績率の内容</p> <p>1（現行のとおり）</p>	<p>東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（略）</p> <p>第4 部長級職員の成績率の内容</p> <p>1（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 最上位（略）</p> <p>(2) 上位（略）</p> <p>(3) 中位 10000分の<u>12555</u></p> <p>(4) 下位 10000分の<u>11880</u></p> <p>(5) 最下位（略）</p> <p>第5 課長級職員の成績率の内容</p> <p>1（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 最上位（略）</p> <p>(2) 上位（略）</p> <p>(3) 中位 10000分の<u>11750</u></p> <p>(4) 下位 10000分の<u>11125</u></p> <p>(5) 最下位（略）</p> <p>第6 係長等職員の成績率の内容</p> <p>1（略）</p>

2 (現行のとおり)

- (1) 最上位 (現行のとおり)
- (2) 上位 (現行のとおり)
- (3) 中位 10000分の9737.5
- (4) 下位 10000分の9430
- (5) 最下位 10000分の9122.5
- (6) 対象外 10000分の10250

第7 主任級以下職員の成績率の内容

1 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 最上位 (現行のとおり)
- (2) 上位 (現行のとおり)
- (3) 中位 10000分の9840
- (4) 下位 10000分の9532.5
- (5) 最下位 10000分の9225
- (6) 対象外 10000分の10250

第8 再任用管理職員の成績率の内容

1 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
- (2) 中位 10000分の5640
- (3) 下位 10000分の5340

第9 再任用係長等職員の成績率の内容

1 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)

2 (略)

- (1) 最上位 (略)
- (2) 上位 (略)
- (3) 中位 10000分の9975
- (4) 下位 10000分の9660
- (5) 最下位 10000分の9345
- (6) 対象外 10000分の10500

第7 主任級以下職員の成績率の内容

1 (略)

2 (略)

- (1) 最上位 (略)
- (2) 上位 (略)
- (3) 中位 10000分の10080
- (4) 下位 10000分の9765
- (5) 最下位 10000分の9450
- (6) 対象外 10000分の10500

第8 再任用管理職員の成績率の内容

1 (略)

2 (略)

- (1) 上位 (略)
- (2) 中位 10000分の5875
- (3) 下位 10000分の5562.5

第9 再任用係長等職員の成績率の内容

1 (略)

2 (略)

- (1) 上位 (略)

- (2) 中 位 10000分の4750
- (3) 下 位 10000分の4450
- (4) 対象外 10000分の5000

第10 再任用主任級以下職員の成績率の内容

- 1 (現行のとおり)
- 2 (現行のとおり)
  - (1) 上 位 (現行のとおり)
  - (2) 中 位 10000分の4800
  - (3) 下 位 10000分の4500
  - (4) 対象外 10000分の5000

第11から第12まで (現行のとおり)

第13 係長等職員の成績率の段階の決定

- 1 (現行のとおり)
  - (1) (現行のとおり)
  - (2) 係長等職員(消防司令の階級にある者を除く。)

係長等職員の 成績率の段階	基 準
最上位	成績率対象者である職員のうち、人事部長が定める10%程度の者
上 位	成績率対象者である職員のうち、人事部長が定める35%程度の者から最上位の職員を除いた者
中 位	最上位、上位、下位、最下位及び対象外以外の者
下 位	人事評価の評定結果が下位の者
最下位	人事評価の評定結果が最下位の者
対象外	<u>育児休業を理由に人事評価による評定がなされない者</u>

- (2) 中 位 10000分の4987.5
- (3) 下 位 10000分の4672.5
- (4) 対象外 10000分の5250

第10 再任用主任級以下職員の成績率の内容

- 1 (略)
- 2 (略)
  - (1) 上 位 (略)
  - (2) 中 位 10000分の5040
  - (3) 下 位 10000分の4725
  - (4) 対象外 10000分の5250

第11から第12まで (略)

第13 係長等職員の成績率の段階の決定

- 1 (略)
  - (1) (略)
  - (2) 係長等職員(消防司令の階級にある者を除く。)

係長等職員の 成績率の段階	基 準
最上位	成績率対象者である職員のうち、人事部長が定める10%程度の者
上 位	成績率対象者である職員のうち、人事部長が定める35%程度の者から最上位の職員を除いた者
中 位	最上位、上位、下位、最下位及び対象外以外の者
下 位	人事評価の評定結果が下位の者
最下位	人事評価の評定結果が最下位の者
対象外	<u>第19で対象外と定めるもの</u>

2 (現行のとおり)

第14 主任級以下職員の成績率の段階の決定

1 (現行のとおり)

主任級以下職員の成績率の段階	基準
最上位	成績率対象者である職員のうち、人事部長が定める10%程度の者
上位	成績率対象者である職員のうち、人事部長が定める35%程度の者から最上位の職員を除いた者
中位	最上位、上位、下位、最下位及び対象外以外の者
下位	人事評価の評定結果が下位の者
最下位	人事評価の評定結果が最下位の者
対象外	育児休業を理由に人事評価による評定がなされない者

2 (現行のとおり)

第15 (現行のとおり)

第16 再任用係長等職員の成績率の段階の決定

1 (現行のとおり)

再任用係長等職員の成績率の段階	基準
上位	成績率対象者である職員のうち、人事部長が定める40%程度の者
中位	上位、下位及び対象外以外の者
下位	人事評価の評定結果が下位及び最下位の者

2 (略)

第14 主任級以下職員の成績率の段階の決定

1 (略)

主任級以下職員の成績率の段階	基準
最上位	成績率対象者である職員のうち、人事部長が定める10%程度の者
上位	成績率対象者である職員のうち、人事部長が定める35%程度の者から最上位の職員を除いた者
中位	最上位、上位、下位、最下位及び対象外以外の者
下位	人事評価の評定結果が下位の者
最下位	人事評価の評定結果が最下位の者
対象外	第20で対象外と定めるもの

2 (略)

第15 (略)

第16 再任用係長等職員の成績率の段階の決定

1 (略)

再任用係長等職員の成績率の段階	基準
上位	成績率対象者である職員のうち、人事部長が定める40%程度の者
中位	上位、下位及び対象外以外の者
下位	人事評価の評定結果が下位及び最下位の者

対象外	育児休業を理由に人事評価による評価がなされない者
-----	--------------------------

2 (現行のとおり)

第17 再任用主任級以下職員の成績率の段階の決定

1 (現行のとおり)

再任用主任級以下職員の成績率の段階	基準
上位	成績率対象者である職員のうち、人事部長が定める40%程度の者
中位	上位、下位及び対象外以外の者
下位	人事評価の評価結果が下位及び最下位の者
対象外	育児休業を理由に人事評価による評価がなされない者

2 (現行のとおり)

第18 (現行のとおり)

第19 (現行のとおり)

1 (現行のとおり)

2 係長等職員（消防司令の階級にある者を除く。）のうち、次に掲げる者の成績率の段階については、次のとおりとする。

(1) 人事評価の評価基準日の翌日以降に採用された者（派遣法第10条第1項の規定により採用された者及び当庁を退職し国等に派遣され、その後当庁へ再採用された者で、人事評価による評価がなされたものを除く。） 中位

(2) 地方自治法第252条の17、派遣法第2条、地方公務員法第39条第1項等の規定による派遣を理由として人事評価による評価が

対象外	第22で対象外と定めるもの
-----	---------------

2 (略)

第17 再任用主任級以下職員の成績率の段階の決定

1 (略)

再任用主任級以下職員の成績率の段階	基準
上位	成績率対象者である職員のうち、人事部長が定める40%程度の者
中位	上位、下位及び対象外以外の者
下位	人事評価の評価結果が下位及び最下位の者
対象外	第22で対象外と定めるもの

2 (略)

第18 (略)

第19 (略)

1 (略)

2 係長等職員（消防司令の階級にある者を除く。）のうち、次に掲げる者の成績率の段階については、次のとおりとする。

(1) 人事評価の評価基準日の翌日以降に採用された者（派遣法第10条第1項の規定により採用された者及び当庁を退職し国等に派遣され、その後当庁へ再採用された者で、人事評価による評価がなされたものを除く。） 対象外



なされない者

ア 人事部長が別に定める個別の評定（人事評価による評定がなされない者について、評定がなされた者との均衡を考慮した上で、人事評価の評定対象期間における勤務実績等を踏まえ、成績率の段階を決定する。）による評定がなされた者

当該評定により決定

イ ア以外の者

中位

(3) (1)及び(2)に定めるほか、休職者等で人事評価による評定がなされない者

中位

(4) (3)に定めるほか、人事評価の評定基準日の翌日以降に上位の職に昇任し、又は下位の職に降任した者

昇任又は降任前の評定により決定

(5) (1)から(4)までに掲げる者以外のもので、人事部長が特別な取扱いが必要であると認める者

中位

第20 (現行のとおり)

(1) 人事評価の評定基準日の翌日以降に採用された者（派遣法第10条第1項の規定により採用された者及び当庁を退職し国等に派遣され、その後当庁へ再採用された者で、人事評価による評定がなされたものを除く。）

中位

(2) 地方自治法第252条の17、派遣法第2条、地方公務員法第39条第1項等の規定による派遣を理由として人事評価による評定がなされない者

ア 人事部長が別に定める個別の評定（人事評価による評定がなさ

(2) (1)に定めるほか、休職者等で人事評価による評定がなされない者

対象外

(3) (2)に定めるほか、人事評価の評定基準日の翌日以降に上位の職に昇任し、又は下位の職に降任した者については、次のとおりとする。

ア 新たに係長等職員（消防司令の階級にある者を除く。）となつた者

対象外

イ ア以外の者

昇任又は降任前の評定により決定

(4) (1)から(3)までに掲げる者以外のもので、人事部長が特別な取扱いが必要であると認める者

対象外

第20 (略)

(1) 人事評価の評定基準日の翌日以降に採用された者（派遣法第10条第1項の規定により採用された者及び当庁を退職し国等に派遣され、その後当庁へ再採用された者で、人事評価による評定がなされたものを除く。）

対象外

れない者について、評定がなされた者との均衡を考慮した上で、人事評価の評定対象期間における勤務実績等を踏まえ、成績率の段階を決定する。）による評定がなされた者

当該評定により決定

イ ア以外の者 中位

(3) (1)及び(2)に定めるほか、条件付採用期間中及び初任基礎教育課程期間中により人事評価がなされない者 中位

(4) (3)に定めるほか、休職者等で人事評価による評定がなされない者 中位

(5) (4)に定めるほか、人事評価の評定基準日の翌日以降に上位の職に昇任し、又は下位の職に降任した者

昇任又は降任前の評定により決定

(6) (1)から(5)までに掲げる者以外のもので、人事部長が特別な取扱いが必要であると認める者 中位

第21 (現行のとおり)

第22 (現行のとおり)

(1) 再任用職員でなかった者で、人事評価の評定基準日の翌日以降に採用された者（派遣法第10条第1項の規定により採用された者で、再任用職員として人事評価による評定がなされたものを除く。）

ア 採用前の人事評価による評定により最上位に決定されたもの

上位

イ ア以外のもの 採用前の評定により決定

(2) 地方自治法第252条の17、派遣法第2条、地方公務員法第3

(2) (1)に定めるほか、条件付採用期間中及び初任基礎教育課程期間中により人事評価がなされない者 対象外

(3) (2)に定めるほか、休職者等で人事評価による評定がなされない者 対象外

(4) (3)に定めるほか、人事評価の評定基準日の翌日以降に上位の職に昇任し、又は下位の職に降任した者については、次のとおりとする。

ア 新たに主任級以下職員となった者 対象外

イ ア以外の者 昇任又は降任前の評定により決定

(5) (1)から(4)までに掲げる者以外のもので、人事部長が特別な取扱いが必要であると認める者 対象外

第21 (略)

第22 (略)

(1) 再任用職員でなかった者で、人事評価の評定基準日の翌日以降に採用された者（派遣法第10条第1項の規定により採用された者で、再任用職員として人事評価による評定がなされたものを除く。） 対象外

9条第1項等の規定による派遣を理由として人事評価による評定がなされない者

ア 人事部長が別に定める個別の評定（人事評価による評定がなされない者について、評定がなされた者との均衡を考慮した上で、人事評価の評定対象期間における勤務実績等を踏まえ、成績率の段階を決定する。）による評定がなされた者

当該評定により決定

イ ア以外の者 中位

(3) (1)及び(2)に定めるほか、退職者等で人事評価による評定がなされない者 中位

(4) (3)に定めるほか、再任用職員であった者で、人事評価の評定基準日の翌日以降に上位又は下位の職に引き続き採用されたもの

採用前の評定により決定

(5) (1)から(4)までに掲げる者以外のもので、人事部長が特別な取扱いが必要であると認める者 中位

第23から第25まで（現行のとおり）

#### 附 則

この要綱は、令和2年6月期に支給する勤勉手当から適用する。

(2) (1)に定めるほか、退職者等で人事評価による評定がなされない者 対象外

(3) (2)に定めるほか、再任用職員であった者で、人事評価の評定基準日の翌日以降に上位又は下位の職に採用されたものについては、次のとおりとする。

ア 再任用係長等職員でなかった者で、人事評価の評定基準日の翌日以降に再任用係長等職員として採用されたもの又は再任用主任級以下職員でなかった者で、人事評価の評定基準日の翌日以降に再任用主任級以下職員として採用されたもの 対象外

イ ア以外のもの 採用前の評定により決定

(4) (1)から(3)までに掲げる者以外のもので、人事部長が特別な取扱いが必要であると認める者 対象外

第23から第25まで（略）

学校職員の初任給加算等に関する基準(昭和61年3月19日付60人委任第145号同意)について、下記のとおり改正する。

改 正 案	現 行																																																														
<p>学校職員の初任給加算等に関する基準</p> <p>(前文) (現行のとおり)</p> <p>一及び二 (現行のとおり)</p> <p>(適用年月日)</p> <p>三 <u>令和2年4月1日から適用する。</u></p> <p>別表(1)及び別表(1)の2 (現行のとおり)</p> <p>別表(1)の3 経験年数調整表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>給料表</th> <th>職種</th> <th>学歴免許等</th> <th>職務の級</th> <th>限度年数</th> <th>職務の級</th> <th>限度年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教育職給料表</td> <td rowspan="2">校長、副校長、 教頭、主幹教諭、 指導教諭、養護教諭、 教諭、養護教諭、 栄養教諭</td> <td>大学卒</td> <td>2級</td> <td>14.6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>短大卒</td> <td>2級</td> <td>17.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">技術職員給料表(二)</td> <td rowspan="2">技 術 職 員 (医師)</td> <td>新大6卒 (インター修了)</td> <td></td> <td></td> <td>1級</td> <td>7.3</td> </tr> <tr> <td>新大6卒</td> <td></td> <td></td> <td>1級</td> <td>8.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>この表の数字「14.6」は、経験年数14年6月(以下同じ。)を示し、別表(1)の2による調整後の経験年数(平成8年3月31日以前の経験年数)の上限を示す。</p>	給料表	職種	学歴免許等	職務の級	限度年数	職務の級	限度年数	教育職給料表	校長、副校長、 教頭、主幹教諭、 指導教諭、養護教諭、 教諭、養護教諭、 栄養教諭	大学卒	2級	14.6			短大卒	2級	17.0			技術職員給料表(二)	技 術 職 員 (医師)	新大6卒 (インター修了)			1級	7.3	新大6卒			1級	8.3	<p>学校職員の初任給加算等に関する基準</p> <p>(前文) (略)</p> <p>一及び二 (略)</p> <p>(適用年月日)</p> <p>三 <u>平成25年4月1日から適用する。</u></p> <p>別表(1)及び別表(1)の2 (略)</p> <p>別表(1)の3 経験年数調整表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>給料表</th> <th>職種</th> <th>学歴免許等</th> <th>職務の級</th> <th>限度年数</th> <th>職務の級</th> <th>限度年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教育職給料表</td> <td rowspan="2">校長、副校長、 教頭、主幹教諭、 指導教諭、養護教諭、 教諭、養護教諭、 栄養教諭</td> <td>大学卒</td> <td>2級</td> <td>14.6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>短大卒</td> <td>2級</td> <td>17.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">技術職員給料表(二)</td> <td rowspan="2">技 術 職 員 (医師)</td> <td>新大6卒 (インター修了)</td> <td></td> <td></td> <td>1級</td> <td>7.3</td> </tr> <tr> <td>新大6卒</td> <td></td> <td></td> <td>1級</td> <td>8.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 この表の数字「14.6」は、経験年数14年6月(以下同じ。)を示し、別表(1)の2による調整後の経験年数(平成8年3月31日以前の経験年数)の上限を示す。</p> <p>2 <u>臨時的に任用される職員のうち、教育職給料表を適用される者で、職務の級が2級であるものの限度年数は、それぞれ、14.6を9.6と、17.0を12.0と読み替えて適用するものとする。</u></p>	給料表	職種	学歴免許等	職務の級	限度年数	職務の級	限度年数	教育職給料表	校長、副校長、 教頭、主幹教諭、 指導教諭、養護教諭、 教諭、養護教諭、 栄養教諭	大学卒	2級	14.6			短大卒	2級	17.0			技術職員給料表(二)	技 術 職 員 (医師)	新大6卒 (インター修了)			1級	7.3	新大6卒			1級	8.3
給料表	職種	学歴免許等	職務の級	限度年数	職務の級	限度年数																																																									
教育職給料表	校長、副校長、 教頭、主幹教諭、 指導教諭、養護教諭、 教諭、養護教諭、 栄養教諭	大学卒	2級	14.6																																																											
		短大卒	2級	17.0																																																											
技術職員給料表(二)	技 術 職 員 (医師)	新大6卒 (インター修了)			1級	7.3																																																									
		新大6卒			1級	8.3																																																									
給料表	職種	学歴免許等	職務の級	限度年数	職務の級	限度年数																																																									
教育職給料表	校長、副校長、 教頭、主幹教諭、 指導教諭、養護教諭、 教諭、養護教諭、 栄養教諭	大学卒	2級	14.6																																																											
		短大卒	2級	17.0																																																											
技術職員給料表(二)	技 術 職 員 (医師)	新大6卒 (インター修了)			1級	7.3																																																									
		新大6卒			1級	8.3																																																									

別表(2) 初任給加算限度号給表

給料表	職務の級	限度号給	職務の級	限度号給
教育職給料表	2	77号給	1	73号給
事務職員給料表及び技術職員給料表(一)	1	65号給		
技術職員給料表(二)	1	53号給		
技術職員給料表(三)	1	57号給		
技術職員給料表(四)	1	65号給		

## 備考

1 (現行のとおり)

2 事務職員給料表及び技術職員給料表(一)並びに技術職員給料表(四)の適用を受ける者で、初任給基準表の試験(選考)欄の区分がキャリア活用に該当するものについては、そのものに適用される職務の級における最高の号給を限度号給とする。

3 事務職員給料表及び技術職員給料表(一)の適用を受ける者で、初任給基準表の試験(選考)欄の区分がⅠ類Bに該当するものについては、1級の限度号給は、57号給とする。

4 事務職員給料表及び技術職員給料表(一)又は技術職員給料表(三)の適用を受ける者で、初任給基準表の試験(選考)欄の区分がⅡ類又はⅢ類に該当するものについては、1級の限度号給は、45号給とする。

5 技術職員給料表(四)の適用を受ける者(備考第2項の規定の適用を受ける者を除く。)について、1級の限度号給は、次のとおりとする。  
(1)及び(2) (現行のとおり)

別表(2) 初任給加算限度号給表

給料表	職務の級	限度号給	職務の級	限度号給
教育職給料表	2	77号給	1	73号給
事務職員給料表及び技術職員給料表(一)	1	65号給		
技術職員給料表(二)	1	53号給		
技術職員給料表(三)	1	57号給		
技術職員給料表(四)	1	65号給		

## 備考

1 (略)

2 臨時的に任用される職員のうち、教育職給料表を適用される者で、職務の級が2級であるものの限度号給は、77号給を57号給と読み替えて適用するものとする。

3 事務職員給料表及び技術職員給料表(一)並びに技術職員給料表(四)の適用を受ける者で、初任給基準表の試験(選考)欄の区分がキャリア活用に該当するものについては、そのものに適用される職務の級における最高の号給を限度号給とする。

4 事務職員給料表及び技術職員給料表(一)の適用を受ける者で、初任給基準表の試験(選考)欄の区分がⅠ類Bに該当するものについては、1級の限度号給は、57号給とする。

5 事務職員給料表及び技術職員給料表(一)又は技術職員給料表(三)の適用を受ける者で、初任給基準表の試験(選考)欄の区分がⅡ類又はⅢ類に該当するものについては、1級の限度号給は、45号給とする。

6 技術職員給料表(四)の適用を受ける者(備考第3項の規定の適用を受ける者を除く。)について、1級の限度号給は、次のとおりとする。  
(1)及び(2) (略)

「日勤講師の職務専念義務の免除及び報酬の減額免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
<p><u>時間講師及び日勤講師の職務専念義務の免除及び報酬の減額免除について</u></p> <p>1 対象職員  <u>時間講師（都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和49年東京都条例第30号）（以下「条例」という。）第2条第1項に規定する時間講師をいう。）及び日勤講師（条例第2条第2項に規定する日勤講師をいう。）</u></p> <p>2 職免承認事項における<u>時間講師及び日勤講師</u>の取扱い                      （現行のとおり）</p> <p>3 <u>時間講師及び日勤講師</u>が職免承認事項に該当する場合の報酬の減額免除の取扱い                      （現行のとおり）</p> <p>4 改正理由  <u>時間講師及び日勤講師</u>については、その勤務形態等に鑑み、職務専念義務の免除及び報酬の減額免除について、常勤職員等とは異なる特別な定めをする必要があるため。</p> <p>5 改正年月日  <u>令和2年4月1日</u></p>	<p><u>日勤講師の職務専念義務の免除及び報酬の減額免除について</u></p> <p>1 対象職員  <u>日勤講師（都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和49年東京都条例第30号）第2条第3項に規定する日勤講師をいう。）</u></p> <p>2 職免承認事項における<u>日勤講師</u>の取扱い                      （略）</p> <p>3 <u>日勤講師</u>が職免承認事項に該当する場合の報酬の減額免除の取扱い                      （略）</p> <p>4 改正理由  <u>日勤講師</u>については、その勤務形態等に鑑み、職務専念義務の免除及び報酬の減額免除について、常勤職員等とは異なる特別な定めをする必要があるため。</p> <p>5 改正年月日  <u>平成31年4月1日</u></p>

【別表】																			
項番	承認番号等	項 目	職務専念義務	報酬減額															
1 から 19まで			(現行のとおり)																
20	18人委任 第163号	職員団体の活動に 従事する職員の職 務専念義務の免除 について	<p>免除する ただし、<u>以下の日数の範囲内とする。</u></p> <p><u>ア 時間講師</u>  <u>一年度につき所定の勤務日数</u>  <u>又は任用期間中の勤務日数に</u>  <u>応じて、下表のとおりとする。</u>  <u>ただし、複数の学校に勤務して</u>  <u>いる時間講師の承認期間は、一年</u>  <u>度につき、合算して、暦日で23</u>  <u>日を超えることができない。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所定の勤務日数 (4月1日から翌年3月31日ま で任用される場合)</th> <th>任用期間中の勤務日数 (左記以外の任用期間の場合)</th> <th>承認期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週4日以上</td> <td>109日以上</td> <td>23日</td> </tr> <tr> <td>週3日</td> <td>121日から168日まで</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>週2日</td> <td>73日から120日まで</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>週1日</td> <td>48日から72日まで</td> <td>2日</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>イ 日勤講師</u>  <u>一年度につき23日</u></p>	所定の勤務日数 (4月1日から翌年3月31日ま で任用される場合)	任用期間中の勤務日数 (左記以外の任用期間の場合)	承認期間	週4日以上	109日以上	23日	週3日	121日から168日まで	12日	週2日	73日から120日まで	7日	週1日	48日から72日まで	2日	免除しない
所定の勤務日数 (4月1日から翌年3月31日ま で任用される場合)	任用期間中の勤務日数 (左記以外の任用期間の場合)	承認期間																	
週4日以上	109日以上	23日																	
週3日	121日から168日まで	12日																	
週2日	73日から120日まで	7日																	
週1日	48日から72日まで	2日																	
21			(現行のとおり)																

【別表】				
項番	承認番号等	項 目	職務専念義務	報酬減額
1 から 19まで			(略)	
20	18人委任 第163号	職員団体の活動に 従事する職員の職 務専念義務の免除 について	免除する ただし、 <u>一年度につき23日以内</u>	免除しない
21			(略)	

## 規 則 等 改 正 新 旧 対 照 表

## ～ 目 次 ～

- 1 職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則（2頁）
- 2 一般職非常勤職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則（10頁）
- 3 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（12頁）
- 4 学校職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則（13頁）
- 5 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（15頁）
- 6 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（17頁）
- 7 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（19頁）
- 8 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（21頁）
- 9 職員の給与に関する規程の一部改正（議会局）（22頁）
- 10 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（25頁）



改正案	現行
<p>第一条及び第二条（現行のとおり）                      （人事記録の種類）</p> <p>第三条（現行のとおり）</p> <p>一 第四条の規定により作成された記録（以下「基本記録」という。）                      二から四まで（現行のとおり）</p> <p>五 採用時の健康診断及び職員の分限に関する条例（昭和二十六年                      東京都条例第八十五号）第三条第二項の規定により行われた診断                      の結果についての記録並びに任命権者が必要と認めるその他の健                      康診断の結果の記録</p> <p>六 職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十六年東京都条例第十                      五号）第二条の規定により職員が署名した宣誓書</p> <p>七から十一まで（現行のとおり）</p> <p>（基本記録）</p> <p>第四条 任命権者は、次に掲げる職員の経歴に関する主要な事項を電                      磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識す                      ることができない方法をいう。）により記録しなければならない。</p> <p>一から五まで（現行のとおり）</p> <p>六 国籍</p> <p>七から十四まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条及び第二条（略）                      （人事記録の種類）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一 第四条の規定により作成された磁気ディスク又は磁気テープ並                      びに勤務記録カードの正本及び副本</p> <p>二から四まで（略）</p> <p>五 採用時の健康診断及び職員の分限に関する条例（昭和二十六年                      九月東京都条例第八十五号）第三条第二項の規定により行われた                      診断の結果についての記録並びに任命権者が必要と認めるその他                      の健康診断の結果の記録</p> <p>六 職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十六年二月東京都条例                      第十五号）第二条の規定により職員が署名した宣誓書</p> <p>七から十一まで（略）</p> <p>（勤務記録）</p> <p>第四条 任命権者は、次に掲げる職員の経歴に関する主要な事項を磁                      気ディスク又は磁気テープに記録しなければならない。</p> <p>一から五まで（略）</p> <p>六 本籍</p> <p>七から十四まで（略）</p>

(削除)

(削除)

2| 前項に規定する記録の作成に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(人事記録の保管者)

第五条 基本記録は、職員が現に属する職の任命権者が保管するものとする。ただし、職員が離職した場合は、離職の際ついていた職の任命権者が保管するものとする。

2| 第三条第二号から第十一号までに掲げる記録(以下「附属記録」という。)は、当該記録を作成又は取得した任命権者が保管するものとする。

(人事記録の保管の期間)

第六条 基本記録は、永久に保管しなければならない。ただし、職員が死亡した場合、又は、職員が離職した場合において、保管の必要がなくなつたと認められるときは、その時以後保管することを要しない。

2| 附属記録は、人事管理上保管の必要な期間として、任命権者が別に

2| 前項の規定にかかわらず、任命権者は、前項の磁気ディスク又は磁気テープの記録に代えて、勤務記録カード(別表第一号様式及び第二号様式)の正本を作成することができる。

3| 任命権者が必要と認めるときは、勤務記録カードの副本(以下「副本」という。)を作成することができる。

4| 前三項の規定による磁気ディスク又は磁気テープの記録及び勤務記録カードの作成に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(人事記録の保管の方法)

第五条 職員の人事記録は、任命権者が保管するものとし離職した職員に係る人事記録(第四条第三項の副本を除く。第六条及び第七条第四項において同じ。)は、離職の際ついていた職の任命権者が保管するものとする。

2| 人事記録は、とりまとめて保管しなければならない。この場合において第三条第一号及び第七号に掲げる記録以外の人事記録は、職員別に一括して保管するものとする。但し、第三条第一号の副本は、任命権者があらかじめ指定する職員(以下「所属長」という。)をして保管させるものとする。

(人事記録の保管の期間)

第六条 人事記録は、職員の離職後十年間保管しなければならない。ただし、職員が死亡した場合、又は、職員が離職後死亡した場合において、保管の必要がなくなつたと認められるときは、その時以後保管することを要しない。

2| 前項の規定にかかわらず、任命権者は、第四条第一項に規定する

定める期間保管しなければならない。

(人事記録の移管等)

第七条 職員が任命権者を異にして異動したときは、旧任命権者は、当該職員の基本記録を新任任命権者に移管しなければならない。

(削除)

(削除)

2| 職員の離職後再び採用された場合において、新任任命権者から請求があつた場合には、旧任命権者は当該職員の基本記録を新任任命権者に移管しなければならない。

3| 附属記録を作成又は取得した任命権者は、職員が現に属する職の任命権者から請求があつた場合には、附属記録の写しを送付しなければならない。

(特例)

第八条 警察職員及び消防職員の基本記録の作成、移管等に関しては、第四条及び第七条の規定にかかわらず、任命権者が定める。

2| 臨時的任用職員（法第二十二條の三第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第六條第一項第二号及

磁気ディスク又は磁気テープを新たに作成した場合において、勤務記録カードの正本の保管の必要がなくなつたと認められるときは、当該カードを廃棄することができる。

(人事記録の移管)

第七条 職員が任命権者を異にして異動したときは、旧任命権者は、当該職員的人事記録を新任任命権者に移管しなければならない。

2| 同一任命権者内において、職員が、所属長を異にして異動したときは、旧所属長は、当該職員の副本を、新所属長に移管しなければならない。

3| 前二項の場合において、任命権者（第一項においては新任任命権者とする。）は、副本について保管の必要がないと認めるときは、これを廃棄することができる。

4| 職員の離職後再び採用された場合において、当該職員的人事記録の保管期間内に新任任命権者から請求があつた場合には、旧任命権者は当該職員的人事記録を新任任命権者に移管しなければならない。

(新設)

(特例)

第八条 警察職員及び消防職員の勤務記録カードの作成及び移管に関しては、第四条及び第七条の規定にかかわらず、任命権者が定める。

2| 失業対策事業及び公共事業のため公共職業安定所から失業者として、紹介を受けて雇傭した技術者、技能者、監督者及び行政事務を

ひ女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）第三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき任用される職員をいう。）の人事記録に関しては、この規則の規定にかかわらず、任命権者が別に定めることができる。

3 （現行のとおり）

（人事記録の調査）

第九条 人事委員会は、この規則に定める人事記録の作成、保管、移管等の状況を随時調査し、この規則に違反していると認められた場合においては、その是正を指示することができる。

第十条 （現行のとおり）

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（削除）

（削除）

担当する職員並びに臨時に雇傭する職員の人事記録に関しては、この規則の規定にかかわらず、任命権者が定める。

3 （略）

（人事記録の調査）

第九条 人事委員会は、この規則に定める人事記録の作成保管及び移管の状況を随時調査し、この規則に違反していると認められた場合においては、その是正を指示することができる。

第十条 （略）

付 則

1| この規則は、公布の日から施行する。

2| この規則施行の日に在職する職員については、その職員の勤務記録カードが作成されるまでの間、従来の履歴書を勤務記録カードとみなす。

3| 任命権者は、第五条の規定にかかわらず、職員別に一括して保管する記録については、当分の間、他の方法により保管することができる。この場合、その方法をすみやかに人事委員会に通知しなければならない。

No.1										
・ 年 月 日作成		作成者印								
作成箇所										
東 京 都										
氏名			写 真 たて30mm よこ20mm	資格免許	取得年月日	取扱機関				
職員番号	異動年月日			任用年月日						
本籍										
現住所			異動年月日	研修	年月日	機関				
学校名 学部・学科名	年月日 から	年月日 まで	期限	資格	技能	任用年月日	年齢	期間		
・	・	・		卒修退	1級職 主任	・				
・	・	・		卒修退	都庁長代 歴理	・				
・	・	・		卒修退	管試合 格( )	・		[ ]		
・	・	・		卒修退	課長	・				
・	・	・		卒修退	部長 局長	・				

たて 上155mm 下132mm よこ216mm

別表第1号様式

表

No.4					
年月日	記 事	発令機関	年月日	記 事	発令機関
・	・		・	・	
・	・		・	・	
・	・		・	・	
・	・		・	・	
・	・		・	・	
・	・		・	・	
・	・		・	・	
・	・		・	・	
・	・		・	・	
・	・		・	・	
・	・		・	・	
・	・		・	・	
・	・		・	・	
・	・		・	・	



(削除)

別表第2号様式

表

年 月 日		記 事	発令機関	年 月 日		記 事	発令機関
・	・	・		・	・	・	
・	・	・		・	・	・	
・	・	・		・	・	・	
・	・	・		・	・	・	
・	・	・		・	・	・	
・	・	・		・	・	・	
・	・	・		・	・	・	
・	・	・		・	・	・	
・	・	・		・	・	・	

別表第2号様式

裏

氏名 _____							No.6				
年	月	日	記	事	発令機関	年	月	日	記	事	発令機関
.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
<div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>											

たて 152mm      よこ 226mm



改正案	現行
<p>会計年度任用職員の人事記録に関する規則 （この規則の目的）</p> <p>第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第八条第一項第一号及び同条第五項の規定に基づき、<u>法第二十二條の二第一項第一号</u>に基づき任用する<u>会計年度任用職員</u>（以下「職員」という。）の人事記録に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第二条 （現行のとおり） （人事記録の種類）</p> <p>第三条 （現行のとおり） 一から五まで （現行のとおり）</p> <p>六 職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十六年東京都条例第十五号）<u>第二條第二項</u>の規定により任命権者がした別段の定めに基づき職員が署名した宣誓書</p> <p>七から十一まで （現行のとおり）</p> <p>第四条 （現行のとおり） （人事記録の保管の期間）</p> <p>第五条 <u>第三條第一号</u>に掲げる記録は、永久に保管しなければならない。ただし、職員が死亡した場合、又は、職員が離職した場合において、保管の必要がなくなったと認められるときは、その時以後保</p>	<p>一般職非常勤職員の人事記録に関する規則 （この規則の目的）</p> <p>第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第八条第一項第一号及び同条第五項の規定に基づき、<u>法第十七條</u>に基づき任用する<u>非常勤職員</u>（以下「職員」という。）の人事記録に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第二条 （略） （人事記録の種類）</p> <p>第三条 （略） 一から五まで （略）</p> <p>六 職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十六年東京都条例第十五号）<u>第二條</u>の規定により職員が署名した宣誓書</p> <p>七から十一まで （略）</p> <p>第四条 （略） （人事記録の保管の期間）</p> <p>第五条 <u>人事記録</u>は、職員の離職後十年間保管しなければならない。ただし、職員が死亡した場合、又は、職員が離職後死亡した場合において、保管の必要がなくなったと認められるときは、その時以後保管す</p>

管することを要しない。

2| 第三条第二号から第十一号までに掲げる記録は、人事管理上保管の必要な期間として、任命権者が別に定める期間保管しなければならない。

第六条 (現行のとおり)

(人事記録の調査)

第七条 人事委員会は、この規則に定める人事記録の作成及び保管の状況を随時調査し、この規則に違反していると認められた場合においては、その是正を指示することができる。

第八条 (現行のとおり)

ることを要しない。

(新設)

第六条 (略)

(人事記録の調査)

第七条 人事委員会は、この規則に定める人事記録の作成保管の状況を随時調査し、この規則に違反していると認められた場合においては、その是正を指示することができる。

第八条 (略)

初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号）新旧対照表（抄）

改正案		現行	
<p>第一条から第三十五条まで（現行のとおり） 別表第一及び別表第二（現行のとおり） 別表第三 学歴免許等資格区分表（第5条関係）</p>		<p>第一条から第三十五条まで（略） 別表第一及び別表第二（略） 別表第三 学歴免許等資格区分表（第5条関係）</p>	
学歴免許等の区分			
区分	学歴区分	学歴免許等の資格	
1 大学卒	(現行のとおり)	(現行のとおり)	
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了から (7) まで (現行のとおり)	
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了から (5) まで (現行のとおり)	
3 高校卒	(現行のとおり)	(略)	
4 中学卒	(現行のとおり)	(略)	
備考 (現行のとおり)			
別表第四から別表第八まで (現行のとおり)			
学歴免許等の区分			
区分	学歴区分	学歴免許等の資格	
1 大学卒	(略)	(略)	
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業	
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業	
3 高校卒	(略)	(2) から (5) まで (略)	
4 中学卒	(略)	(略)	
備考 (略)			
別表第四から別表第八まで (略)			

改正案

現行

第一条から第六条まで（現行のとおり）  
 （条例以外の給与に関する条例の適用を受ける者から条例の適用者に異動する場合の職務の級）

第一条から第六条まで（略）  
 （条例の適用を受けない職員から条例の適用者に異動する場合の職務の級）

第七条 職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）又は東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年東京都条例第十九号）の適用を受ける者から条例の適用を受ける職員に異動させる場合における職務の級は、前条の規定に準じて決定するものとする。

第七条 条例の適用を受けない職員から条例の適用を受ける職員に異動させる場合における職務の級は、前条の規定に準じて決定するものとする。

第八条から第十三条まで（現行のとおり）

第八条から第十三条まで（略）

別表第一（現行のとおり）

別表第一（略）

別表第二 学歴免許等資格区分表（第8条関係）

別表第二 学歴免許等資格区分表（第8条関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格	
区分	学歴区分		
1 大学卒	(現行のとおり)	(現行のとおり)	
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了から(9)まで(現行のとおり)	
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了から(10)まで(現行のとおり)	

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格	
区分	学歴区分		
1 大学卒	(略)	(略)	
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業	
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業	

	三 高校専攻科卒	(現行のとおり)		三 高校専攻科卒	(略)
	四 高校3卒	(現行のとおり)		四 高校3卒	(略)
備考 (現行のとおり)			備考 (略)		
別表第三 (現行のとおり)			別表第三 (略)		

改 正 案	現 行
<p>第一条から第三条の三まで（現行のとおり） （成績率）</p> <p>第三条の四（現行のとおり）</p> <p>一 指定職給料表の適用を受ける職員（以下「局長級職員」という。）のうち法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の者 職員の勤務成績により、一万分の九千二百四十以上一万分の一万二千五百九十九以下の範囲内で知事が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>二 期末手当規則第三条の二第二項に規定する行（一）五級等職員（以下「行（一）五級等職員」という。）のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の一万九千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>三（現行のとおり）</p> <p>四 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の九千二百十二・五以上一万分の一万五千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>五 前四号に掲げる職員以外の職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の九千二百二十五以上一万分の一万四千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>六 局長級職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の四千八百四十以上一万分の六千五百九十九以下の範囲内で知事が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>七 行（一）五級等職員及び行（一）四級等職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の五千三百四十以上一万分の一万以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合</p>	<p>第一条から第三条の三まで（略） （成績率）</p> <p>第三条の四（略）</p> <p>一 指定職給料表の適用を受ける職員（以下「局長級職員」という。）のうち法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の者 職員の勤務成績により、一万分の九千四百六十以上一万分の一万二千八百九十九以下の範囲内で知事が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>二 期末手当規則第三条の二第二項に規定する行（一）五級等職員（以下「行（一）五級等職員」という。）のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の一万九千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>三（略）</p> <p>四 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の九千三百四十五以上一万分の一万六千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>五 前四号に掲げる職員以外の職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の九千四百五十以上一万分の一万六千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>六 局長級職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の五千六十以上一万分の六千八百九十九以下の範囲内で知事が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>七 行（一）五級等職員及び行（一）四級等職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の五千五百六十二・五以上一万分の九千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合</p>

<p>八 別表第一上欄に掲げる給料表に依じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、<u>一万分の四千四百五十以上一万分の六千以下</u>の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>九 前各号に掲げる職員以外の職員 職員の勤務成績により、<u>一万分の四千五百以上一万分の六千以下</u>の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>2から6まで (現行のとおり)</p> <p>第四条から第九条まで (現行のとおり)</p> <p>別表第一及び別表第二 (現行のとおり)</p>	<p>八 別表第一上欄に掲げる給料表に依じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、<u>一万分の四千六百七十二・五以上一万分の六千以下</u>の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>九 前各号に掲げる職員以外の職員 職員の勤務成績により、<u>一万分の四千七百二十五以上一万分の六千以下</u>の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>2から6まで (略)</p> <p>第四条から第九条まで (略)</p> <p>別表第一及び別表第二 (略)</p>
---	--

改正案	現行
<p>第一条から第三条の三まで（現行のとおり） （成績率）</p> <p>第三条の四（現行のとおり）</p> <p>一（現行のとおり）</p> <p>二 別表第一上欄に掲げる給料表に依じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の九千二百二十二・五以上一万分の一万五千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>三 前二号に掲げる職員以外の職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の九千二百二十五以上一万分の一万四千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>四 教育五級等職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の五千三百四十以上一万分の一万以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>五 別表第一上欄に掲げる給料表に依じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の四千四百五十以上一万分の六千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>六 前各号に掲げる職員以外の職員 職員の勤務成績により、一万分の四千五百以上一万分の六千以下の範囲内で教育委員会が</p>	<p>第一条から第三条の三まで（略） （成績率）</p> <p>第三条の四（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 別表第一上欄に掲げる給料表に依じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の九千三百四十五以上一万分の一万六千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>三 前二号に掲げる職員以外の職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の九千四百五十以上一万分の一万六千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>四 教育五級等職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の五千五百六十二・五以上一万分の九千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>五 別表第一上欄に掲げる給料表に依じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の四千六百七十二・五以上一万分の六千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>六 前各号に掲げる職員以外の職員 職員の勤務成績により、一万分の四千七百二十五以上一万分の六千以下の範囲内で教育委</p>



<p>人事委員会の承認を得て定める割合  2から6まで (現行のとおり)  第四条から第九条まで (現行のとおり)  別表第一から別表第三まで (現行のとおり)</p>	<p>員会が人事委員会の承認を得て定める割合  2から6まで (略)  第四条から第九条まで (略)  別表第一から別表第三まで (略)</p>
--	--

改正案

現行

第一条から第五条まで（現行のとおり） 附則 1及び2（現行のとおり） （小笠原業務手当に関する規定の失効する日） 3 条例附則第四項に規定する日は、令和四年三月三十一日とする。 別表（第二条関係）			
2	1	手当 番号	種類
危険現場 等作業手 当	（現行の とおり）	（現行の とおり）	（現行の とおり）
支給範囲 （1）から（4）まで（現行のとおり） （5） 財務局経理部、財産運用部若しくは建築保全部、都市整備局総務部企画技術課若しくは市街地建築部、多摩建築指導事務所、市街地整備事務所、住宅政策本都営住宅経営部技術管理課、住宅建設事務所、健康安全研究センター、保健所、建設事務所、江東治水事務所、東京港管理事務所、東京港建設事務所又は共済組合管理部会計課若しくは事業部貸付課に所属する職員が、次に掲げる建設現場その他の足場の不安定な箇所、工事監督又は検査の業務に従事したとき。 ア及びイ（現行のとおり） （6）（現行のとおり）			
		手当額	摘要
		（現行の とおり）	（現行の とおり）

第一条から第五条まで（略） 附則 1及び2（略） （小笠原業務手当に関する規定の失効する日） 3 条例附則第四項に規定する日は、平成三十四年三月三十一日とする。 別表（第二条関係）			
2	1	手当 番号	種類
危険現場 等作業手 当	（略）	（略）	（略）
支給範囲 （1）から（4）まで（略） （5） 財務局経理部若しくは建築保全部、都市整備局総務部企画技術課若しくは市街地建築部、多摩建築指導事務所、市街地整備事務所、住宅政策本都営住宅経営部技術管理課、住宅建設事務所、健康安全研究センター、保健所、建設事務所、江東治水事務所、東京港管理事務所、東京港建設事務所又は共済組合管理部会計課若しくは事業部貸付課に所属する職員が、次に掲げる建設現場その他の足場の不安定な箇所、工事監督又は検査の業務に従事したとき。 ア及びイ（略） （6）（略）			
		手当額	摘要
		（略）	（略）

3 か	(現 行 の と お り)	(現 行 の と お り)	(現 行 の と お り)	(現 行 の と お り)
ら 19				
ま で				

3 か	(略)	(略)	(略)	(略)
ら 19				
ま で				

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十三号）新旧対照表（抄）

		改正後				現行			
		第一条から第四条まで（現行のとおり）				第一条から第四条まで（略）			
		別表（第二条関係）				別表（第二条関係）			
手当番号	種類	支給範囲	手当額	摘要	手当番号	種類	支給範囲	手当額	摘要
5	救出救助 手当	(1) 火災、自然災害、交通、爆発、水難その他の災害における要救助者の救出救助業務等に従事した職員  (2)から(6)まで （現行のとおり）	日額 二百六十円 （即応対処部隊及び消防救助機動部隊に所属する職員には、百六十円を加算する。）  （現行のとおり）	（現行のとおり）	5	救出救助 手当	(1) 火災、自然災害、交通、爆発、水難その他の災害における要救助者の救出救助業務等に従事した職員  (2)から(6)まで （略）	日額 二百六十円 （消防救助機動部隊に所属する職員には、百六十円を加算する。）  （略）	（略）
6から17まで （現行のとおり）					6から17まで （略）				

職員の給与に関する規程（昭和三十五年東京都議会議長訓令甲第一号）

改正案

第一条から第七条まで（現行のとおり） 別表一（第四条関係）		初任給、昇格及び昇給等に関する規則 （昭和四十八年東京都人事委員会規則 第三号。以下「初任給等規則」という。） 別表第八イの項に規定する職務区分一 の職	特別調整額の区分 区分一
初任給等規則別表第八イの項に規定する職務区分二の職	区分二	初任給等規則別表第八イの項に規定する職務区分三の職	区分三
条例別表第一イ行政職給料表(一)の職務の級が五級であつて、条例別表第六の二イの部五級の項に規定する基準となる職務の職又はこれに相当する職（初任給等規則別表第八イの項に定めがある職を除く。）	区分五（議長が別に定めるものについては区分十一）	総務課長 課長（総務課長を除く。）	区分六 区分七（東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て議長が

新旧対照表（抄）

現行

第一条から第七条まで（略） 別表一（第四条関係）		初任給、昇格及び昇給等に関する規則 （昭和四十八年東京都人事委員会規則 第三号。以下「初任給等規則」という。） 別表第八イの項に規定する職務区分一 の職	特別調整額の区分 区分一
初任給等規則別表第八イの項に規定する職務区分二の職	区分二	初任給等規則別表第八イの項に規定する職務区分三の職	区分三
条例別表第一イ行政職給料表(一)の職務の級が五級であつて、条例別表第六の二イの部五級の項に規定する基準となる職務の職又はこれに相当する職（初任給等規則別表第八イの項に定めがある職を除く。）	区分五（議長が別に定めるものについては区分十一）	総務課長 課長（総務課長を除く。） 館長	区分六 区分七（東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て議長が

別表一(第四条関係)

特別調整額 の区分	給料表	行政職給料 表(一)
区分一	一	九、二二〇
区分二	二	八、二二〇
区分三	三	六、二二〇
区分五	五	〇、二二〇
区分六	六	五、一〇〇
区分七	七	六、二九〇
区分八	八	六、八〇〇
区分九	九	〇、八〇〇
区分十	十	八、七〇〇
区分十一	十一	六、〇五〇
区分十二	十二	六、二二〇

専門課長	別に定めるものについては区分六)
担当課長	区分八(人事委員会の承認を得て議長が別に定めるものについては区分六又は区分七、議長が別に定めるものについては区分九又は区分十二)
専門課長	区分十(議長が別に定めるものについては区分十二)

別表第二(第四条関係)

特別調整額 の区分	給料表	行政職給料 表(一)
区分一	一	九、二二〇
区分二	二	八、二二〇
区分三	三	六、二二〇
区分五	五	〇、二二〇
区分六	六	五、一〇〇
区分七	七	六、二九〇
区分八	八	六、八〇〇
区分九	九	〇、八〇〇
区分十一	十一	六、〇五〇
区分十二	十二	六、二二〇

担当課長	別に定めるものについては区分六)
担当課長	区分八(人事委員会の承認を得て議長が別に定めるものについては区分六又は区分七、議長が別に定めるものについては区分九又は区分十二)

別表三（第四条関係）

特別調整額 の区分	給料表	行政職給料 表（一）	特別調整額 の区分		
			一	二	三
区分	一	〇円 八〇三、二一	一	二	三
区分	二	〇円 九〇二、二一	四	五	六
区分	三	〇円 四〇一、二一	七	八	九
区分	五	〇円 〇〇一、一〇	十	十一	十二
区分	六	〇円 〇〇七、七	十三	十四	十五
区分	七	〇円 〇〇七、六	十六	十七	十八
区分	八	〇円 八〇四、六	十九	二十	二十一
区分	九	〇円 八〇七、五	二十二	二十三	二十四
区分	十	〇円 〇〇九、四	二十五	二十六	二十七
区分	十一	〇円 四〇四、四	二十八	二十九	三十
区分	十二	〇円 〇〇六、一	三十一	三十二	三十三

別表第三（第四条関係）

特別調整額 の区分	給料表	行政職給料 表（一）	特別調整額 の区分		
			一	二	三
区分	一	〇円 八〇三、二一	一	二	三
区分	二	〇円 九〇二、二一	四	五	六
区分	三	〇円 四〇一、二一	七	八	九
区分	五	〇円 〇〇一、一〇	十	十一	十二
区分	六	〇円 〇〇七、七	十三	十四	十五
区分	七	〇円 〇〇七、六	十六	十七	十八
区分	八	〇円 八〇四、六	十九	二十	二十一
区分	九	〇円 八〇七、五	二十二	二十三	二十四
区分	十	〇円 〇〇九、四	二十五	二十六	二十七
区分	十一	〇円 四〇四、四	二十八	二十九	三十
区分	十二	〇円 〇〇六、一	三十一	三十二	三十三

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則(令和元年東京都教育委員会規則第十号)新旧対照表(抄)

改正案

現行

附則

附則

1から6まで (現行のとおり)

1から6まで (略)

附則別表

附則別表

七	六	五	四	三	二	一	経験 区分	経験年数等	時間額(円)		
									令和 二年度	令和 三年度	令和 四年度
六年以上七 年未満	五年以上六 年未満	四年以上五 年未満	三年以上四 年未満	二年以上三 年未満	一年以上二 年未満	一年未満	経験年数	二、五五〇	二、四七〇	二、三九〇	
六年以上七 年未満	五年以上六 年未満	四年以上五 年未満	三年以上四 年未満	二年以上三 年未満	一年以上二 年未満	一年未満	経験年数	二、五四〇	二、四六〇	二、三八〇	



十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八
十七年以上	十六年以上 十七年未滿	十五年以上 十六年未滿	十四年以上 十五年未滿	十三年以上 十四年未滿	十二年以上 十三年未滿	十一年以上 十二年未滿	十年以上十 一年未滿	九年以上十 年未滿	八年以上九 年未滿	七年以上八 年未滿
三、三五〇	三、二七〇	三、二七〇	三、二七〇	三、二七〇	三、一八〇	三、〇四〇	二、九五〇	二、八四〇	二、七四〇	二、六四〇
三、三五〇	三、二七〇	三、二七〇	三、二七〇	三、一八〇	三、〇四〇	二、九五〇	二、八四〇	二、七四〇	二、六四〇	二、五五〇
三、三五〇	三、二七〇	三、二七〇	三、一八〇	三、〇四〇	二、九五〇	二、八四〇	二、七四〇	二、六四〇	二、五五〇	二、四七〇

十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八
十七年以上	十六年以上 十七年未滿	十五年以上 十六年未滿	十四年以上 十五年未滿	十三年以上 十四年未滿	十二年以上 十三年未滿	十一年以上 十二年未滿	十年以上十 一年未滿	九年以上十 年未滿	八年以上九 年未滿	七年以上八 年未滿
三、三五〇	三、二六〇	三、二六〇	三、二六〇	三、二六〇	三、一七〇	三、〇三〇	二、九四〇	二、八四〇	二、七三〇	二、六三〇
三、三五〇	三、二六〇	三、二六〇	三、二六〇	三、一七〇	三、〇三〇	二、九四〇	二、八四〇	二、七三〇	二、六三〇	二、五四〇
三、三五〇	三、二六〇	三、二六〇	三、一七〇	三、〇三〇	二、九四〇	二、八四〇	二、七三〇	二、六三〇	二、五四〇	二、四六〇